特別活動指導法

今崎　浩

2017年

広島文教女子大学

はじめに

本書では，特別活動の指導を進めていくために必要とされる基礎的な知識・技能を身に付けるとともに，それらを活用して実践する力の育成を目指して作成したものである。

主な内容としては，次のとおりである。

１　特別活動の目標及び教育的意義，特別活動の変遷

２　特別活動の各活動・学校行事の目標，内容及び指導の実際

３　指導計画の作成と評価（教材研究，学習指導案の作成，模擬授業の実施，評価）

なお，本書の内容は平成 29 年に改訂された小・中学校学習指導要領等の趣旨及び内容を踏まえたものとなっている。

今崎　浩

目次

	頁
はじめに	
第１章　特別活動の目標	1
第２章　特別活動の基本的な性格及び教育的意義	10
第３章　特別活動の変遷	16
第４章　学級活動の目標，内容及び指導の実際	22
第５章　児童会活動の目標，内容及び指導の実際	47
第６章　クラブ活動の目標，内容及び指導の実際	56
第７章　学校行事の目標，内容及び指導の実際	63
第８章　指導計画の作成と取組の評価・改善	76

第１章

特別活動の目標

§１　学習指導要領改訂の要点

平成 29 年３月に平成 29 年版小学校学習指導要領（以下,「新学習指導要領」と呼ぶ。）が改訂された。それに先がけて中央教育審議会は平成 28 年３月に「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申)」を答申した。

同答申のなかで，特別活動の更なる充実が期待される今後の課題について，次のように述べている。

（育成を目指す資質・能力の視点）

特別活動においては,「なすことによって学ぶ」ということが重視され，各学校で特色ある取組が進められている一方で，各活動において身に付けるべき資質・能力は何なのか，どのような学習過程を経ることにより資質・能力の向上につながるのかということが必ずしも意識されないまま指導が行われてきた実態も見られる。特別活動の時間において育成する資質・能力だけでなく，特別活動が各教科等の学びの基盤となるという面もあり，教育課程全体における特別活動の役割，機能も明らかにする必要がある。

（学習指導要領における内容の示し方の視点）

これまで，各活動の内容や指導のプロセスについて構造的な整理が必ずしもなされておらず，各活動等の関係性や意義，役割の整理が十分でないまま実践が行われてきたという実態も見られる。特に中学校・高等学校の学級活動・ホームルーム活動の内容項目が多いことが，学級・ホームルームの課題を自分たちで見いだして解決に向けて話し合う活動が深まらない要因の一つとなっていると考えられる。

（複雑で変化の激しい社会の中で求められる能力を育成するという視点）

社会参画の意識の低さが課題となる中で，自治的能力を育むことがこれまで以上に求められている。また，キャリア教育を学校教育全体で進めていく中で特別活動が果たす役割への期待も大きい。このほか，防災を含む安全教育，体験活動など，社会の変化や要請も視野に入れ，各教科等の学習と関連付けながら，特別活動において育成 を目指す資質・能力を示す必要がある。

（アンダーラインは筆者）

こうした指摘を踏まえ，新学習指導要領では，次のような点について改善が図られた。

(1) 実践活動や体験活動を通して学ぶことを引き続き重視し,「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の３つの視点（図１−1）に基づき，各活動（学級活動，児童会活動，クラブ活動）及び学校行事を通して育成する資質・能力と，そのための活動過程の明確化すること。

(2) 学級の課題を見いだし，解決に向けて話し合う活動を重視すること。

(3) 学級活動の内容(3)を新設し，特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を果たすことを明確化すること。

(4) 各活動，学校行事を通して，自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視すること。

(5) 多様な他者との交流や協働，安全・防災等の視点を重視すること。

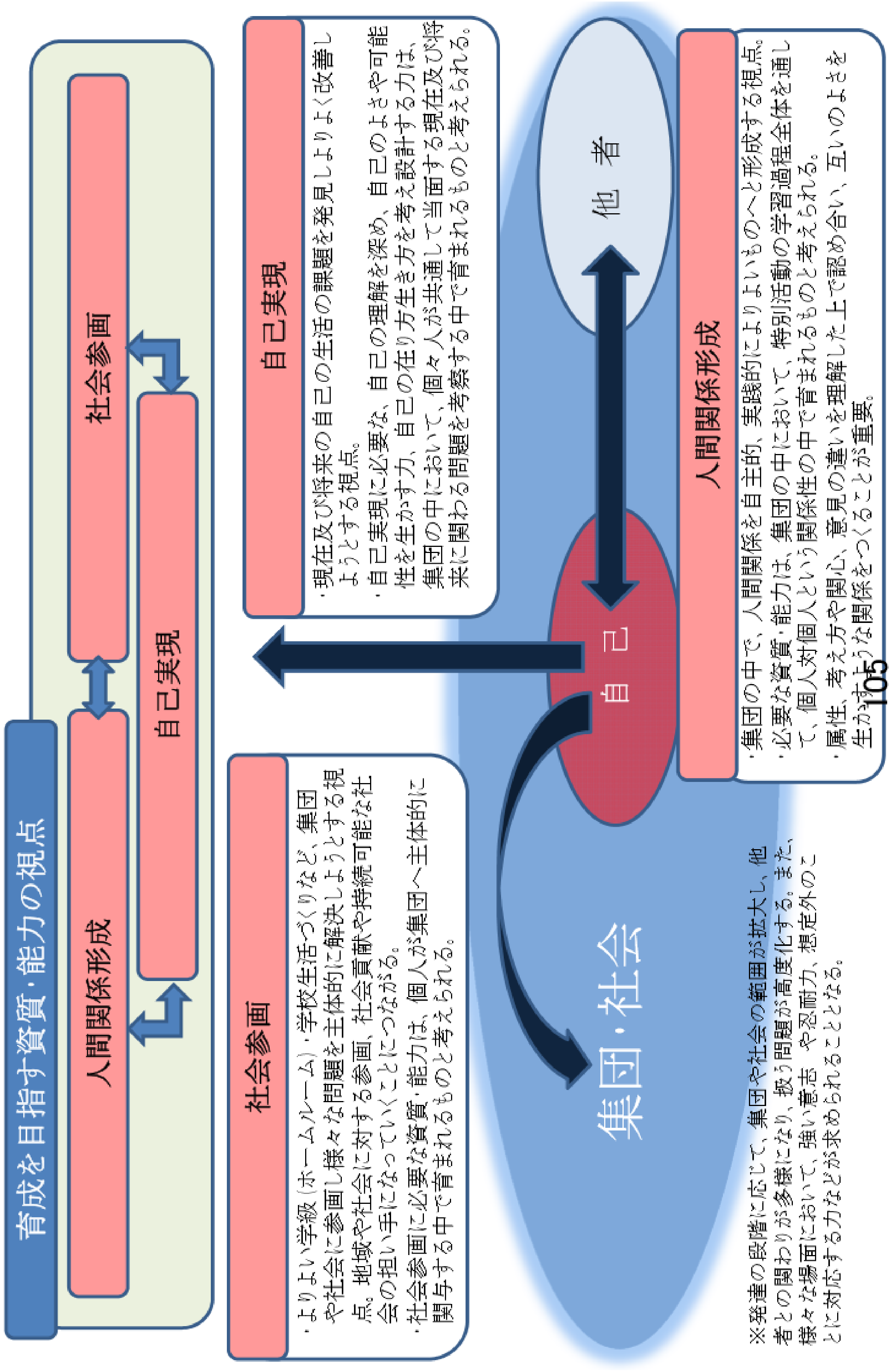

図 1－1　育成を目指す資質・能力の視点（中央教育審議会, 2017）

なお，特別活動の目標の設定にあたっては，特別活動において育成すべき資質・能力について，図１－２のように整理されたことがベースとなっている。

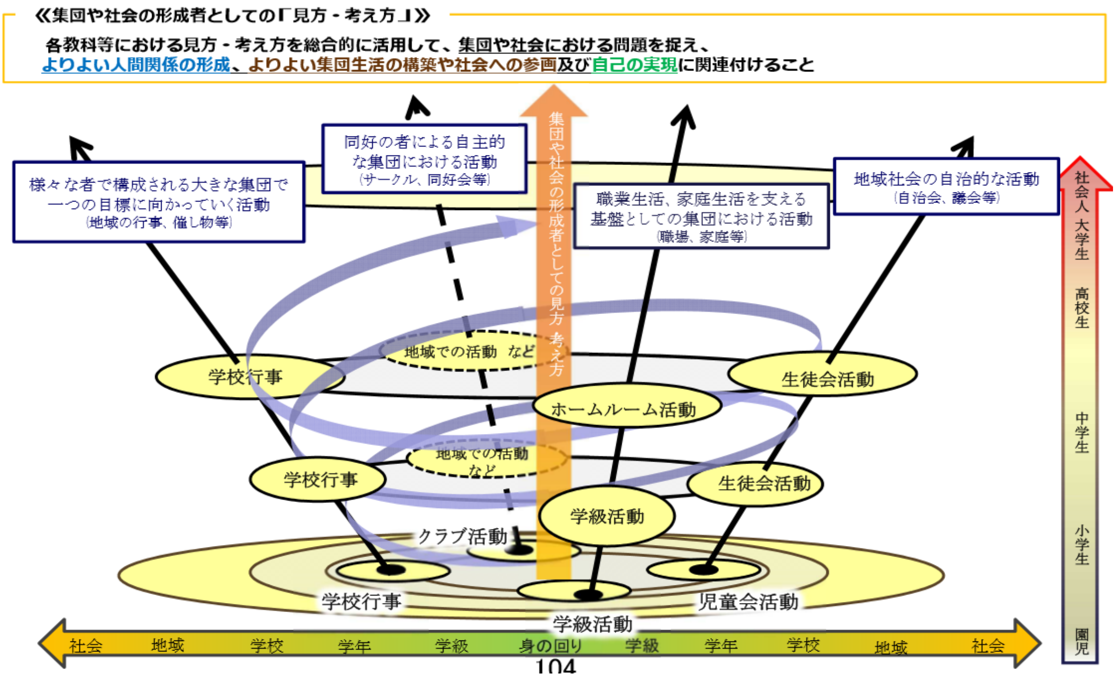

図１－２　集団や社会の形成者としての「見方・考え方」（中央教育審議会, 2017）

特別活動は，図１－２の示すとおり，様々な構成の集団から学校生活を捉え，課題の発見や解決を行い，よりよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体である。その活動の範囲は，学年・学校段階が上がるにつれて広がりをもっていき，社会に出た後の様々な集団や人間関係の中でその資質・能力は生かされていくようになる。

例えば，児童会活動は，中学校・高等学校の生徒会活動を経て，自治会等の地域社会の自治的な活動に繋がっていくという性格を持っている。

また，クラブ活動は，小学校のみの内容であるが，どのクラブに所属し，そこでどのような活動をするかということを児童が主体的に決定する等の計画・運営を行う点において，中学校・高等学校の部活動や地域での活動等について，自主的な活動を選択したり，進路や職業を選択・決定したりすることや，地域社会や社会におけるサークル活動や同好会等，同好の者による自主的な集団における活動に繋がっていくという性格を持っている。

学級活動，学校行事も同様に，そこで育成された資質・能力が地域社会や社会の活動へと繋がっている。

こうしたことを踏まえ，特別活動で育成することを目指す資質・能力が検討され，特別活動の目標が設定された。

§２　特別活動の目標

新学習指導要領では，特別活動の目標を次のとおり示している。

> 集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ，様々な集団活動に自主的，実践的に取り組み，互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して，次のとおり資質・能力を育成することを目指す。
> (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し，行動の仕方を身に付けるようにする。
> (2) 集団や自己の生活，人間関係の課題を見いだし，解決するために話し合い，合意形成を図ったり，意思決定したりすることができるようにする。
> (3) 自主的，実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして,集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに，自己の生き方についての考えを深め，自己実現を図ろうとする態度を養う。

この目標は「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ，様々な集団活動に自主的，実践的に取り組み，互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して，次のとおり資質・能力を育成することを目指す。」という総括的な目標の部分と，「知識・技能」に相当する(1)，「思考力・判断力・表現力等」に相当する(2)，「学びに向かう力，人間性等」に相当する(3)で構成されている。

なお，このたび改訂によって示された目標は，これまでの特別活動の基本的な性格を転換するものではなく，教育課程の内外を含めた学校の教育活動全体における特別活動の役割を，より明確に示したものであると捉えることができる。

また，この目標は，学級活動，児童会活動，クラブ活動及び学校行事の４つの内容を（以下，「各活動・学校行事」と呼ぶ。）の目標を総括する全体目標である。

このたびの改訂にあたって，重要な視点は

> ①　人間関係形成
> ②　社会参画
> ③　自己実現

の３つの視点である。

それぞれについて，小学校学習指導要領解説特別活動編（以下,「学習指導要領解説」と呼ぶ。）では次のように捉えられている。

①　人間関係形成について

人間関係形成は，集団の中で，<u>人間関係を自主的，実践的によりよいものへと形成する</u>という視点である。人間関係形成に必要な資質・能力は，集団の中において，課題の発見から実践，振り返りなど特別活動の学習過程全体を通して，個人と個人あるいは個人と集団という関係性の中で育まれると考えられる。年齢や性別といった属性，考え方や関心，意見の違い等を理解した上で認め合い，互いのよさを生かすような関係をつくることが大切である。

なお，人間関係形成と「人間関係をよりよく形成すること」は同じ視点として整理されている。

② 社会参画について

社会参画は，よりよい学級・学校生活づくりなど，集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとするという視点である。社会参画のために必要な 資質・能力は，集団の中において，自発的，自治的な活動を通して，個人が集団へ関与する中で育まれるものと考えられる。学校は一つの小さな社会であると同時に，様々な集団から構成される。学校内の様々な集団における活動に関わることが，地域や社会に対する参画，持続可能な社会の担い手となっていくことにもつながっていく。

なお，社会は，様々な集団で構成されていると捉えられることから，「学級や学校の集団をよりよくしようとするために参画すること」と，「社会をよりよくしようとするために参画すること」は，社会参画という意味で同じ視点として整理されている。

③ 自己実現について

自己実現は，一般的には様々な意味で用いられるが，特別活動においては，集団の中で，現在及び将来の自己の生活の課題を発見しよりよく改善しようとする視点である。自己実現のために必要な資質・能力は，自己の理解を深め，自己のよさや可能性を生かす力，自己の在り方生き方を考え設計する力など，集団の中において，個々人が共通して当面する現在及び将来に関わる課題を考察する中で育まれるものと考えられる。

ここで，この目標について，学習指導要領解説を参考に解説をする。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ，様々な集団活動に自主的，実践的に取り組み，互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して，次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

(1) 「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせる」とは

「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせる」ということは，各教科等の見方・考え方を総合的に働かせながら，自己及び集団や社会の問題を捉え，よりよい人間関係の形成，よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結びつけることである。

こうした「見方・考え方」は特別活動の中で働くだけでなく，大人になって生活していくに当たっても重要な働きをする。

(2) 「様々な集団」とは

学校は一つの小さな社会であり，様々な集団から構成される。特別活動は，各活動・学校行事における様々な集団活動の中で，児童が集団や自己の課題の解決に向けて取り組む活動である。集団の活動の範囲は学年や学校段階が上がるにつれて広がりをもっていき，社会に出た後の様々な集団や人間関係の中でその資質・能力は生かされていくことになる。

各活動・学校行事の内容をまとめると，次のようになる。

○学級活動　学校生活において最も身近で基礎的な所属集団である学級を基盤とした活動

⇒ 職業生活の中心となる職場における集団や，日々の生活の基盤となる家族といった集団での生活につながる。

○児童会活動　学校生活全般に関する自治的な集団活動

⇒ 地域社会における自治的な活動につながる。

○学校行事　学年や学校全体という大きな集団において，一つの目的のもとに行われる様々な活動

⇒　地域や社会の行事や催し物など，様々な集団で所属感や連帯感を高めながら一つの目標などに向かって取り組む活動につながる。

学校行事は，学校内だけでなく，地域の催し物等，学校外の行事ともつながりのある活動内容も多く，それらを通して，地域や社会への所属感や連帯感も高まっていく。

(3)　「自主的・実践的に取り組む」とは

集団活動の中で，一人一人の児童が，実生活における課題の解決に取り組むことを通して学ぶことが，特別活動における自主的，実践的な学習である。

特別活動のいずれの活動も，児童が自主的，実践的に取り組むことを特質としているが，学級活動の内容の(1)，児童会活動，クラブ活動については，さらに「自発的，自治的な活動」であることを特質としている。

「自発的，自治的な活動」は，「自主的，実践的」であることに加えて，目的をもって編制された集団において，児童が自ら課題等を見いだし，その解決方法・取扱い方法などについての合意形成を図り，協力して目標を達成していくものである。児童の自発的，自治的な活動に係る内容と，それ以外の内容については，第４章から第７章で詳しく説明することにするが，学習過程に違いがある。ただし，いずれの場合にも，児童の自主的，実践的な活動が助長されるようにする必要がある。

(4)　「互いのよさや可能性を発揮しながら」とは

「互いのよさや可能性を発揮しながら」は，これまでの学習指導要領の目標で「望ましい集団活動を通して」として示した趣旨をより具体的に示したものである。

集団活動における合意形成は，他者に迎合したりすることでも，相手の意見を無理にねじ伏せることでもない。複数の人がいる集団では，意見の相違や価値観の違いがあって当然である。そのため，集団における合意形成では，同調圧力に流されることなく，批判的思考力をもち，他者の意見も受け入れつつ自分の考えも主張できるようにすることが大切である。そして，異なる意見や考えをもとに，様々な解決の方法を模索したり，折り合いを付けたりすることが，「互いのよさや可能性を発揮しながら」につながるのである。

こうしたことを常に念頭に置き，特別活動における集団活動の指導に当たっては，「いじめ」や「不登校」等の未然防止等も踏まえ，児童一人一人を尊重し，児童が互いのよさや可能性を発揮し，生かし，伸ばし合うなど，よりよく成長し合えるような集団活動として展開しなければならない。児童が自由な意見交換を行い，全員が等しく合意形成に関わり，役割を分担して協力するといった活動を展開する中で，所属感や連帯感，互いの心理的な結び付きなどが結果として自然に培われるようにすべきものである。このような特別活動の特質は，学級経営や生徒指導の充実とも深く関わるものである。

(5)　「集団や自己の生活上の課題を解決する」とは

「集団や自己の生活上の課題を解決する」とは，様々な集団活動を通して集団や個人の課題を見いだし，解決するための方法や内容を話し合って，合意形成や意思決定をするとともに，それを協働して成し遂げたり強い意志をもって 実現したりする児童の活動内容や学習過程を示したものである。

ここでいう「課題」とは，現在生じている問題を解消することだけでなく，広く集団や自己の現在や将来の生活をよりよくするために取り組むことを指す。

(6) 特別活動で育成する資質・能力

特別活動の指導に当たっては，児童が互いのよさや可能性を発揮し，よりよく成長し合えるような集団活動を，「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら展開することを通して，次のような資質・能力を育むことが大切である。

多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し，行動の仕方を身に付けるようにする。

このことは，「知識・技能」にあたるものである。

特別活動では，集団活動を通して，話合いの進め方やよりよい合意形成や意思決定の方法，チームワークの重要性，集団活動における役割分担の方法などについて理解できるようにすることが必要である。その際，方法論的な知識や技能だけではなく，よりよい人間関係とはどのようなものなのか，合意形成や意思決定とはどういうことなのかという本質的な理解も極めて重要である。

集団や自己の生活，人間関係の課題を見いだし，解決するために話し合い，合意形成を図ったり，意思決定したりすることができるようにする。

このことは，「思考力・判断力・表現力等」にあたるものである。

特別活動では，学級や学校における様々な集団活動を通して，自己の生活上の課題や他者との関係の中で生じる課題を見いだす。そして，その解決のために話し合い，決まったことを実践する。さらに，実践したことを振り返って次の課題解決に向かう。この一連の活動過程において，児童が各教科等で学んだ知識などを課題解決に関連付けながら主体的に考えたり判断したりすることを通して，個人と集団との関わりの中で合意形成や意思決定が行われ，こうした経験や学習の積み重ねにより，課題解決の過程において必要となる「思考力，判断力，表現力等」が育成される。

具体的には，人間関係をよりよく形成していくために，様々な場面で，自分自身及び自分と違う考えや立場にある多様な他者と，互いを認め合いながら，助け合ったり協力し合ったり，進んでコミュニケーションを図ったり，協働したりしていく力が考えられる。

自主的，実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして，集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに，自己の生き方についての考えを深め，自己実現を図ろうとする態度を養う。

このことは，「学びに向かう力，人間性等」にあたるものである。

多様な集団の中で，よりよい人間関係を形成しようとしたり，集団をよりよいものにしようとしたり，自己実現を図ろうとしたりすることは，まさに自分自身の在り方や生き方と深く関わるものである。

特別活動では，集団活動の意義や役割を理解し，多様な他者と関わる上で，様々な活動に自主的，実践的に関わろうとする態度を養う必要がある。

具体的には，例えば次のような態度を養うことが考えられる。

○　多様な他者の価値観や個性を受け入れ，助け合ったり協力し合ったりして，よりよい人間関係を築こうとする態度

○　集団や社会の形成者として，多様な他者と協働して，集団や生活上の諸問題を解決し，よりよい

生活をつくろうとする態度
○　日常の生活や自己の在り方を主体的に改善しようとしたり，将来を思い描き，自分にふさわしい生き方や職業を主体的に考え，選択しようとしたりする態度

§３　特別活動の目標と各活動・学校行事の目標との関連

特別活動は，各活動・学校行事で構成されており，それぞれが独自の目標と内容をもつ教育活動であるが，それらは決して別々に異なる目標を達成しようとするものではない。

ここでは，特別活動の目標と各活動・学校行事の目標との関連をみていくため，各活動・学校行事の目標を挙げてみる。

特別活動の目標（全体目標）

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ，様々な集団活動に自主的，実践的に取り組み，互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して，次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し，行動の仕方を身に付けるようにする。

(2) 集団や自己の生活，人間関係の課題を見いだし，解決するために話し合い，合意形成を図ったり，意思決定したりすることができるようにする。

(3) 自主的，実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして,集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに，自己の生き方についての考えを深め，自己実現を図ろうとする態度を養う。

学級活動の目標

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし，解決するために話し合い，合意形成し，役割を分担して協力して実践したり，学級での話合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに,自主的,実践的に取り組むことを通して,第１の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

児童会活動の目標

異年齢の児童同士で協力し，学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて，計画を立て役割を分担し，協力して運営することに自主的，実践的に取り組むことを通して，第１の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

クラブ活動の目標

異年齢の児童同士で協力し，共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに，自主的，実践的に取り組むことを通して，個性の伸長を図りながら，第１の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

学校行事の目標
　全校又は学年の児童で協力し，よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して，集団への所属感や連帯感を深め，公共の精神を養いながら，第１の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

　いずれの目標も，集団の特質や活動の過程の特徴を踏まえた活動を通して，第１の目標に示す資質・能力を育てるものであることを示している。
　各学校においては，こうした特別活動の全体目標と各活動・学校行事の目標の関係を踏 まえて，それぞれの活動の特質を生かした指導計画を作成し，指導の充実を図ることが大切である。

【引用・参考文献】

・安部恭子(2017),「学習指導要領改訂のポイント」,初等教育資料№955,東洋館出版,pp50-61.
・教育課程　特別活動ワーキンググループ(2016),「特別活動ワーキンググループにおける審議の取りまとめ（報告)」, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/066/index.htm(2017年９月取得).
・中央教育審議会答申(2016),「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申)」, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm(2017年９月取得).
・文部科学省(2017),「小学校学習指導要領解説特別活動編」, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm(2017年９月取得).

第２章

特別活動の
基本的な性格及び教育的意義

§１　特別活動の基本的な性格

1.1　特別活動の基本的な性格

特別活動の基本的な性格について，学習指導要領解説は次のように述べている。

(1) 特別活動とは，様々な集団活動を通して，課題の発見や解決を行い，よりよい集団や学校生活を目指して行われる活動の総体である。また特別活動は，身近な社会である学校において各教科等で育成した資質・能力について，実践的な活動を通して社会生活に生きて働く汎用的な力として育成する教育活動でもある。
(2) 人間形成を実践的に統合する全人教育としての役割が，特別活動の基本的な性格である。

このことからも分かるように，特別活動は，様々な集団活動・実践的な活動を通して，よりよい人間形成を図っていくこと，また，そのために社会生活に生きて働く汎用的な力を育成していくことが基本的な性格であり，特別活動の果たすべき役割といえよう。

このことについて，学習指導要領解説は，今日的な課題も踏まえながら，その重要性を次のように述べている。

社会の変化は加速度を増し，複雑で予測困難となってきている。しかもそうした変化は，どのような職業や人生を選択するかにかかわらず，全ての児童の生き方に影響するものとなっている。すなわち，これからの複雑で変化の激しい社会において，将来，社会的・職業的に自立して生きるための「生きる力」を育成することが，一層求められている。

特に，グローバル化や情報化の進む社会において，様々な情報や出来事を受け止め，主体的に判断しながら，自分を社会の中でどのように位置付け，社会をどう描くかを考え，他者と一緒に生き，課題を解決していくための力がますます重要となると考えられる。加えて，平和で民主的な国家及び社会の在り方に責任を有する主権者として，また，多様な個性・能力を生かして活躍する自立した人間として，適切な判断や意思決定に基づき，主体的に社会参画をすることが，強く求められているところである。

このような複雑で変化の激しい社会をたくましく生きていかなければならない 児童にとっては，多様な他者と協働して創造的に課題を解決する力や，希望や目標をもって生きる態度を身に付けることが重要である。

これまで，特別活動は，学校における集団活動や体験的な活動を通して，各教科や道徳等で身に付けた力を，実際の生活において生きて働く汎用的な力とするための人間形成の場として，教育課程上の重要な役割を担ってきた。

学校は人と人が関わり合う一つの社会である。そして児童は，特別活動を通して学校における生活の向上を行い，社会的で文化的な活動に取り組み，多様な他者と関わり合って生きることを学ぶ。そのため，特別活動は，集団活動や体験的な活動を通して，多様な他者と人間関係を築き，協働して学級や学校文化の創造に参画する教育活動であり，人間関係形成や社会参画に資する力を育むことを目指すものである。また，その活動を通して，自分自身と他者とを共に尊重し，夢や希望をもって生きる自己実現の力を育むことが期待されている。

このような資質・能力は，学校の教育活動全体を通して育成されるものであるが，特に，学校にお

ける様々な集団活動や体験的な活動を通して，児童の人間形成を統合的に図ることを特質とする特別活動は，大きな役割を担うものである。

（アンダーラインは，筆者による）

また，このたびの学習指導要領の改訂に伴って，特別活動が特に大切にしてきた「学校生活や学習の基盤としての集団づくり」，「発達の特質を踏まえた指導」について，学習指導要領解説で明確に述べられている。

(1) 学校生活や学習の基盤としての集団づくり

○　特別活動は，学級や学校の様々な集団づくりに重要な役割を果たしている。特別活動では，学校の内外で，多様な他者と関わり合う集団活動の機会が豊富にある。学級活動，児童会活動，クラブ活動及び学校行事を通して，児童は，多様な 集団活動を経験し，集団における行動や生活の在り方を学びながら，よりよい集団づくりに参画する。

特に学級の集団づくりは，児童一人一人のよさや可能性を生かすと同時に，他者の失敗や短所に寛容で共感的な学級の雰囲気を醸成する。こうした学級の雰囲気は，協力して活動に取り組んだり，話合いで萎縮することなく自分の意見を発言し合ったり，安心して学習に取り組んだりすることを可能とする，学校生活や学習の基盤となるものである。

特別活動は，学級活動を通して，学級経営の充実を図りながら，学びに向かう 集団の基盤を形成する。また，児童会活動，クラブ活動，学校行事における多様な集団活動を通して，よりよい人間関係を構築することも，児童が安心して学習に励むことができることにつながっていく。

○　近年では，地域を問わず，外国籍の児童や両親が国際結婚であるなどのいわゆる外国につながる児童が学校に増えてきているように，様々な社会的・文化的背景をもつ他者と共に生活するということが急速に身近になりつつある。また，実際に他者と対面する物理的空間だけでなく，インターネットなどを通した仮想的空間での他者との関わりも増え，地域や国という境界を超えて人と人とのつながりが広がっている。

この社会の変化において，児童は，多様な他者と関わり，今までに経験したことも見たこともない文化に向き合って生きている。このように，人と人の関わり方も変容していく社会において，児童には自立した人間として他者とよりよく協働することできる資質・能力が求められている。そのため，これからの社会で多様な他者と関わり合って生きるためには，寛容さをもち，自己と他者を同時に尊重しながら，異なる意見や考え方をもとに新たな価値を創造的に生み出す力が求められている。

(2) 発達の特質を踏まえた指導

特別活動において，「主体的・対話的で深い学び」の実現を保障し，自発的，自治的な活動を通して人間形成を図るためには，児童期の人間関係，社会参画，自己実現に関わる発達的な特質を十分に踏まえて指導する必要がある。

【低学年】

この時期の特別活動では，特に学級や学校における集会活動や係活動などを通してみんなと一緒に活動する楽しさを体感させたり，学級会において他者の意見をしっかり聞くことの大切さを理解して話合いができるようにしたりして，異年齢集団や学級内のグループの活動を協力して行うことを通し

て個々の児童がよりよい人間関係を築く態度の基礎を身に付けることができるようにすることが大切である。

【中学年】

この時期の特別活動では，中学年の学校生活における集団活動の発達的な特質を踏まえ，低学年の経験を生かしつつ，例えば，児童の集団活動に対する強い興味・関心の出現，自発的な活動への要求の高まりなどを積極的に生かし，自分の行動や集団としての活動の成果や反省を踏まえて，特に楽しく豊かな学級生活づくりのための係活動などの充実を図ったり，多様な集団に所属してよりよい人間関係を築く態度を形成するための活動を充実させたりする必要がある。

また，生活や遊びのきまりをつくって守る活動やよりよい生活を築くために集団としての合意形成の方法などを理解して話合い活動ができるようにしたり，集団の秩序や規範，集団活動の方法などを自分たちでつくり上げたり，そのための方法を身に付けたりすることができるように指導することも大切である。さらには，高学年に向けて学年の集団など他の学級と一緒に活動に取り組む機会を適切に設けるなどして，より大きな集団においても個人と集団が調和的に発達できるようにすることが大切である。

【高学年】

この時期の特別活動では，特に，自尊感情の低さが問題として指摘されていることを踏まえ，社会的役割や責任を果たす体験や，より高い目標をもって様々な役割を担う体験を通して，困難を越えて目標を達成できるようにしたり，互いが認め合えるようにしたりすることで，自分への自信をもてるようにすることが大切である。

また，よりよい自己実現を図るため，希望や目標をもって生きることの意義や，現在及び将来の自己の生き方を取り上げたり，中学校の学級活動等の指導との関連を図った指導計画を作成したりするなど，小中の接続に関わる課題に配慮し，社会的な自立を高める中学校への指導につなぐことができるような教育活動を重視する必要がある。

§２　特別活動の教育活動全体における意義

平成 20 年版学習指導要領解説には，特別活動の特質として「集団活動」「集団による実践的な活動」を特質として挙げ，特別活動の教育的意義として，次の点を挙げている。

①　集団の一員として，なすことによって学ぶ活動を通して，自主的，実践的な態度を身に付ける活動である。
②　教師と児童及び児童相互の人間的な触れ合いを基盤とする活動である。
③　児童の個性や能力の伸長，協力の精神などの育成を図る活動である。
④　各教科，道徳，外国語活動及び総合的な学習の時間などの学習に対して，興味・関心を高める活動である。また，逆に，各教科等で培われた能力などが総合・発展される活動でもある。
⑤　道徳的実践を効果的に展開できる重要な場や機会であることを積極的に生かして，知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性や社会性の育成を図る活動である。

このたびの学習指導要領の改訂においては，これらの考え方を継承しながら，特に強調する教育的

意義として４点挙げている。

(1) 特別活動の特質を踏まえた資質・能力の育成

このたびの改訂では，各教科を通して育成することを目指す資質・能力として「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」をバランスよく育むことを重視している。

そのために重要なことは，目標に明示されたように「様々な集団活動を通す」ということ，「実践的な活動を重視する」ということである。様々な集団活動の中で，「思考力・判断力・表現力等」を活用しながら他者と協力して実践することを通して，「知識及び技能」は実感を伴って体得され，活動を通して得られたことを生涯にわたって積極的に生かそうとする「学びに向かう力，人間性等」が育成されていく。特別活動の内容は，各教科等に広く関わるものであるが，こうした特徴をもつ特別活動だからこそ育成することができる資質・能力を育むということが大切である。

(2) 学級経営の充実と特別活動

学級は，児童にとって，学習や生活など学校生活の基盤となるものである。児童は，学校生活の多くの時間を学級で過ごすため，自己と学級の他の成員との個々の関係や自己と学級集団との関係は，学校生活そのものに大きな影響を与えることとなる。教師は，個々の児童が，学級内でよりよい人間関係を築き，学級の生活に適応し，各教科等の学習や様々な活動の効果を高めたいと考え，学級内での個別指導や集団指導を工夫していく。

学級経営の内容は多岐にわたるが，学級集団としての質の高まりを目指したり，教師と児童，児童相互のよりよい人間関係を構築しようとしたりすることは，その中心的な内容である。そのため，学級担任が学校の教育目標や学級の実態を踏まえて作成した学級経営の目標・方針に即 して，必要な諸条件の整備を行い運営・展開されるものである。その点では，児童が自発的，自治的によりよい生活や人間関係を築こうとして様々に展開される特別活動は，結果として児童が主体的に集団の質を高めたり，よりよい人間関係を築いたりすることになる。

学級がよりよい生活集団や学習集団へと向上するためには，教師の意図的・計画的な指導とともに，児童の主体的な取組が不可欠である。まさしく，学級経営は，特別活動を要として計画され，特別活動の目標に示された資質・能力を育成することにより，さらなる深化が図られることとなる。こうしたことを通して，学びに向かう集団づくりの基盤となり，各教科等で「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善を行う上では，こうした基盤があることは欠かせないものである。

(3) 各教科等の学びを実践につなげる特別活動

特別活動では，各教科等で育成した資質・能力を，集団や自己の課題の解決に 向けた実践の中で活用することにより，実生活で活用できるものにする役割を果たすものである。例えば「防災」に関しては，社会科で地域の地形の特徴や過去の自然災害について学び，理科で自然災害につながる，自然の事物・現象の働き や規則性などを学んだりしたことを生かしながら，災害に対してどのように身を守ったらよいのか，実際に訓練しながら学ぶ。こうしたことを通して，各教科等で学んだ知識や技能などの資質・能力が，実生活において活用可能なものとなっていく。例えば食育，安全教育，健康教育など，現代的な教育内容や課題についても，各教科等の特質に応じて育まれた資質・能力を，実践的な集団活動を通して，統合的で汎用的な力に変え，実生活で活用できるようにするということが求

められる。
　また，新学習指導要領では，「児童が，学ぶことと 自己の将来とのつながりを見通しながら，社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう，特別活動を要としつつ 各教科等の特質に応じて，キャリア教育の充実を図ること。」と新たに特別活動を要とするキャリア教育の充実が示された。キャリア教育は学校教育全体で行うことという前提のもと，これからの学びや自己の生き方を見通し，これまでの活動を振り返るなど，教育活動全体の取組を自己の将来や社会につなげていくための要として，特別活動を位置付けることとなった。こうした視点からも，特別活動を通して，各教科で学んだことを実生活で活用できるものとしていくことが求められている。

(4) 学級や学校の文化を創造する特別活動
　特別活動は，楽しく豊かな学校文化をつくる実践的な活動である。例えば，学級活動における自発的，自治的活動を通して，児童は学級生活の主体的な参画者となる。また，児童会活動やクラブ活動，学校行事における様々な集団活動を通して，楽しく豊かな学校文化が醸成され，各学校の特色ある教育活動の展開が可能となっている。
　したがって，特別活動の指導に当たっては，これらの教育的意義を理解して効果的な指導計画を立てる必要がある。その際，楽しく豊かな学級や学校の文化を自発的，自治的に創造することを通して，協働的な実践的活動を充実させることが極めて重要である。例えば，長い伝統を有する学校において受け継がれている 伝統や校風は教育上の財産と言えるものであるが，それらを継承すること自体が 目的ではなく，それらを通して児童にどのような資質・能力を育みたいのかという本質を大事にして，児童が発展的に新しいものを生み出していくことができるようにすることが大切である。

§3　日本型の教育としての特別活動の教育的意義

　アメリカの教育学者キャサリン・ルイス氏は，日本型の教育としての特別活動の教育的意義について述べている。ここで，その概要を紹介する。

・子どもたちが話し合って行う楽しい活動や，運動会などみんなが参加する学校行事は，学校でなければできない。家庭ではできないし，一人でもできない。そうした点でアメリカに比べ，日本では，子どもたちに集団生活の楽しさや喜びを味わわせている。
・(アメリカの学校では「特別な学校」でしか行われていない) 学級会や児童会のような活動が大切にされてきた日本の学校で学んできたからこそ，東北での大きな震災があったときも，助け合う行為を行うことができたのだと思う。このような学校での体験は，多様な人々の中でともによりよく生きていく社会の担い手として，役立つはずである。
・クラブ活動は，子どもたちが話し合って計画を立てて行うところに特徴があり，異年齢や地域の人々との人間関係を学ぶ場となっている。また，ときに，それが将来の職業に結びつくことがある。(アメリカでは，例えばサッカークラブの場合，サッカーが上手になることだけが目的となっており，人間づくりという意識が大切にされていない。)
・人間としての基本的で根本的なニーズは，自主性，帰属性，達成感であり，学校が，それらのニーズ

を満たすことができれば，子どもたちと学校との絆ができる。
・子どもたちと学校との絆をつくることができれば，子どもたちは学校の価値を受け入れてくれる。
・日本の学校では,子どもたちと学校との絆ができ,子どもたちは学校の価値を受け入れてくれている。その中心にあるのが特別活動である。
・日本の特別活動は，子どもの自主性，帰属感，達成感をよく育てている。このことの大切さを日本の教師がもっと自覚し，自信をもって指導にあたることが必要である。
・様々な問題が山積している学校教育において,「今こそ，特別活動が世界に必要です」と，メッセージを送りたい。

日本においては，教育課程の中に位置づけられ，すべての学校で実施されていることから，ややもすれば当たり前と思ってしまいがちな特別活動について，氏の指摘は，特別活動の教育的意義を再認識させてくれものであると考える。

【引用・参考文献】

・高橋哲夫他(2015),「特別活動研究第三版」,教育出版.
・杉田洋・キャサリン・ルイス(2013),「日本型の教育としての特別活動の教育的意義」,初等教育資料№898,pp.54-59.
・文部科学省(2008),「小学校学習指導要領解説特別活動編」.
・文部科学省(2017),「小学校学習指導要領解説特別活動編」, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm(2017 年 9 月取得).
・渡部邦雄・緑川哲夫・桑原憲一(2011),「実践的指導力をはぐくむ特別活動指導法」,日本文教出版社.

第３章

特別活動の変遷

§１　明治以降の教科外活動の変遷

1.1　学校行事の誕生と発展

昭和 22(1947)年，文部省は，学習指導要領（試案）を提出し，その中に特別活動の前身である「自由研究」を教育課程の中に教科の一つとして位置づけた。その後，「特別教育活動」，「教科以外の活動」，「各教科以外の教育活動」と名称を変え，小・中・高等学校とも「特別活動」という名称に統一されていく。このように特別活動が教育課程の中に位置づけられたのは戦後のことである。

ここでは，戦前における特別活動とは，いかなるものであったかについて概説する。

我が国の近代学校制度は，明治５(1872)年の学制に始まるといわれている。

その目標は，欧米の近代知識や技術をすることによって，文明開化の日本を築くことにあった。そのため，学校での教育は振興されたが，専ら知識や技能を高めることに重点が置かれた。

明治前期の教育外活動は，主として中等学校以上の諸学校において，演説討論活動や運動競技活動が行われた。欧米の新しい文化やスポーツを，指導者養成のために学校に取り入れ，明治という新しい時代の社会，文化の発展を図ろうとしたものであった。

今日の学校行事にあたる入学式，始業式，卒業式は，学制実施の当初から重視されて行われてきた。これは，国民皆学への就学奨励のため，また学校への帰属意識を高め，そこでの集団的訓練を必要としたためである。こうしたねらいが，古来から儀式・典礼を重視してきた我が国の伝統と結びついて，厳粛な雰囲気をもつ入学式，卒業式等の形態をつくりだし，次第に普及していくことになる。これらの行事は，在学時だけではなく，同級生，同期生，同窓生の強い仲間意識をつくりだし，個人的にも，社会的にも強い影響力を与えることとなった。

運動会，遠足，修学旅行等の行事は，明治 20 年代から 30 年代の時期より，次第に広く行われるようになっていった。

運動会は，欧米の体育的行事と我が国の武術大会の流れを汲むものが認められる。

前者は，海軍兵学寮でイギリス人教官指導のもとに開かれた「競闘遊戯会」がその始まりといわれている。その後，東京大学予備門や札幌農学校でも開催されるようになるが，その内容は，運動会というより，高等教育機関で行われるスポーツの競技会であった。初等教育においては，森有礼によって，師範学校に兵式体操が導入され，集団行動としての兵式体操の奨励と戦意高揚のために運動会が奨励されるようになり，明治 27(1894)年の日清戦争以後はほとんどすべての学校に広がっていった。ただし，就学率が低く，学校規模が小さかったころの運動会は，近隣の学校と共同で行う連合運動会方式が多く，学校単位での小学校の運動会が行われるようになるのは，明治末期から大正期になってからである。

明治 30(1897)年以降になると，軍事的色彩の強かった運動会も，その様相に大きな変化が見られるようになった。具体的には，種目数の急増，体操の種目の減少，徒競走や障害物競走などの競争的種目の増加，運動会の祭礼化などが挙げられる。運動会によせる地域住民の関心は高く，地域と保護者を結ぶ校内レクリエーションの意味合いを帯びていた。

遠足は，当初連合運動会参加のための往復が「遠足」であった。しかし，学校単位で運動会が行われるようになり，その必要がなくなる明治末期から次第に独立した学校行事となっていった。その内容は，自然観察や郷土学習重視の教育方法が取り入れられ，これが今日の遠足の原型となっている。

修学旅行は，明治 19(1886)年に東京師範学校で行われた「長途遠足」がその始まりであったとされる。「長途遠足」では兵式体操で使用する鉄砲を携帯し，途中の練兵場で２日間の野外練習を行ってい

る。このように「長途遠足」は，軍隊を倣った行軍旅行ではあったが，一方で，教育的見地から「学術研究」の要素を取り入れ， 旅先で生物や鉱物の標本採集， 史跡探訪も行っている。

なお,「修学旅行」という言葉は，明治 21(1888)年に，「尋常師範学校設備準則」で「修学旅行」という名称が公に使用され， 以後， 鉄道の発達とその利用とあいまって，修学旅行は全国の学校で行われるようになっていく。その後旧制中学校・高等女学校などにも広まり，昭和に入って高等小学校の宿泊を伴う修学旅行が許可されると，昭和 18(1943)年に戦時悪化によって禁止されるまで，伊勢神宮・橿原神宮・厳島神社・金刀比羅宮といった「国家神道教育」に通じる神社・仏閣などを目的地とする修学旅行が行われた。

学芸会，文化祭については，その前史として，寺子屋の時代の習字コンクールである「席書（せきがき)」,「大浚（おおさらい)」がある。

その後，明治初期に重視された試験での優秀者による講談，講述問答が始まりだといわれる。しかし，明治 33(1900)年に小学校令施行規則で試験が全廃されたことにより，それに代わって行われるおようになったのが学芸会である。学芸会の名称は，明治 36(1903)年頃から使われ始めたといわれ，それが大正期に入り，自由教育論，芸術教育論等の新教育論に影響されてさらに盛んに各地で行われるようになり，学校行事の中心的な活動の一つとして定着するようになっていった。

1910 年代後半，大正デモクラシーの中で，児童の自治活動や協同を基本にする学校生活の改造，芸術的な表現活動としての学校演劇や展覧会，音楽会の開催，夏休み中の林間学校等の新しい教育活動が展開された。その後，社会は全体主義的な方向に向かっていくが，この時期，児童生徒の自主性や創造性，自治や協同，芸術性を基盤にした理論が芽生え，多様な実践が展開されたことは意義深い。

しかし，明治から戦前の我が国の学校教育におけるこうした多様な活動は，正規の教科学習とは別の「課外活動」として位置づけられ，その教育的価値が正当に評価されていなかった。

1.2　学級生活・学校生活の重視

小学校においては，学制以来の長い間，低い就学率，正教員の不足，校舎施設の不整備のため，全校児童を１つにまとめて編制した単学級学校や数個の等級を合わせた合級編制学級が大部分であった。

明治 40 年代になって，ようやく多級学校が一般的な学校の形態となり，学校教育の基盤は学級の経営にあるという立場から，外からの管理中心の画一的教育ではなく，児童の個性を伸ばし，担任教師の人格を中心とした学級経営の展開を目指す理論や実践が現れてきた。

その後，大正デモクラシーが，こうした実践に思想的・理論的な裏付けを与え，児童の個性を尊重した自治・協同の学級生活や学校生活を推し進めた。こうした運動の中心となったのは，師範付属小学校や私立学校の実践であった。

このように,「課外活動」の内容には，学校の教育内容から必然的に発展したもの，国家の教育施策や教育思想を基盤とするものがあると考えられる。一方で，国民の大部分が第一次産業に従事し，大家族制，地域共同体のもとで人間形成の多くの部分が営まれていたことも忘れてはならない。

§２　戦後の特別活動の変遷

特別活動は，学習指導要領の改訂に伴って，その名称を変えてきた経緯がある。

それを表にまとめると，表３－１のようになる。

改訂年	名称	内容
昭和 22 年	自由研究	自由な活動　クラブの活動　当番や委員会の活動
昭和 26 年	教科以外の活動	委員会　児童集会　奉仕活動　学級会　クラブ活動
昭和 33 年	特別教育活動全体	児童会活動　学級会活動　クラブ活動
	学校行事等	儀式　学芸的行事　保健体育的行事　遠足　学校給食　その他
昭和 43 年	特別活動	児童活動（児童会活動，学級会活動，クラブ活動） 学校行事（儀式，学芸的行事，遠足的行事 学級指導（学校給食，保健指導，安全指導
昭和 52 年	特別活動	児童活動　学校行事　学級指導
平 成 元 年	特別活動	学級活動　児童会活動　クラブ活動　学校行事
平成 10 年	特別活動	学級活動　児童会活動　クラブ活動　学校行事
平成 20 年	特別活動	学級活動　児童会活動　クラブ活動　学校行事
平成 29 年	特別活動	学級活動　児童会活動　クラブ活動　学校行事

表 3－1　特別活動の名称の変遷

この内容を学習指導要領の記述に沿って，具体的に述べていく。

(1) 昭和 22 年版学習指導要領　～「自由研究」の設定～

戦後初めての学習指導要領において，「自由研究」が初めて設けられることになった。この「自由研究」が，戦後の特別活動の始まりといえる。

その内容は，次のとおりである。

① 児童の個性を，その赴くところにしたがって，伸ばしていこうとするものであり，さまざまな方向が考えられる活動である。例えば，ある児童は工作に，ある児童は理科の実験に，ある児童は書道に，ある児童は絵画にというふうに，きわめて多様な活動が営まれる時間である。

② 児童が学年の区別を去って，同好のものが集まり，クラブ組織をとって行われる活動で，例えば，音楽クラブ，書道クラブ，手芸クラブ，あるいはスポーツ・クラブといった組織による活動がこれにあたる。

③ 児童が学校や学級の全体に対して負っている責任を果たす活動で，例えば，当番の仕事，学級の委員としての仕事などがこれにあたる。

これらをみると，②，③が今のクラブ活動，学級活動につながるものといえる。

(2) 昭和 26 年版学習指導要領　～「教科以外の活動」の設定～

「自由研究の時間」に代わって「教科以外の活動の時間」として設けられた。

その意義について，学習指導要領一般編（試案）では「特別な教科の学習と関係なく，現に学校が実施しており，また実施すべきであると思われる教育活動としては，児童全体の集会，児童の種々な委員会・遠足・学芸会・展覧会・音楽会・自由な読書・いろいろなクラブ活動等がある。これらは教育的に価値があり，こどもの社会的，情緒的，知的，身体的発達に寄与するものであるから，教育課

程のうちに正当な位置をもつべきである。実際，教科の学習だけではじゅうぶん達せられない教育目標が，これらの活動によって満足に到達されるのである」と述べている。

活動例として，児童会(従来自治会といわれたもの)，児童の種々な委員会，児童集会，奉仕活動，学級会，クラブ活動等が挙げられ，自由研究の時間に比べ，その性格が明らかになったといえる。

(3) 昭和 33 年版学習指導要領　～「特別教育活動」「学校行事」の設定～

学習指導要領の中に，「特別教育活動」「学校行事等」の節が設けられ，それらの目標，内容などが示された。

特別教育活動の目標は次のとおりである。

① 児童の自発的，自治的な活動を通して，自主的な生活態度を養い，社会性の育成を図る。
② 所属する集団の運営に積極的に参加し，その向上発展に尽すことができるようにする。
③ 実践活動を通して，個性の伸長を図り，心身ともに健康な生活ができるようにする。

また，その内容は次のとおりである。

① 児童会活動

児童会は，全校の児童をもって構成し，学校生活に関する諸問題を話し合い，解決し，さらに学校内の仕事を分担処理するための活動を行う。その運営は主として高学年児童によって行われる。

② 学級会活動

学級会は，学級ごとに，全員をもって組織し，学級生活に関する諸問題を話し合い，解決し，さらに学級内の仕事を分担処理するための活動を行う。

③ クラブ活動

クラブは，主として中学年以上の同好の児童が組織し，共通の興味・関心を追求する活動を行う。

学校行事等の目標は次のとおりである。

学校行事等は，各教科，道徳および特別教育活動のほかに，これらとあいまって小学校教育の目標を達成するために，学校が計画し実施する教育活動とし，児童の心身の健全な発達を図り，あわせて学校生活の充実と発展に資する。

また，その内容は次のとおりである。

学校行事等においては，儀式，学芸的行事，保健体育的行事，遠足，学校給食その他上記の目標を達成する教育活動を適宜行うものとする。

このように学習指導要領に明確に目標，内容が示されたことによって，今日の特別活動の原型ができあがったといえる。

(4) 昭和 43 年版学習指導要領　～「特別活動」の設定～

「特別教育活動」「学校行事等」は，「特別活動」に名称を変え，新たに「学級指導」が設けられた。このことは，教育課程改善の重点として，生徒指導，進路指導の充実が強調されたことによる。

学級指導の目標は次のとおりである。

学級における好ましい人間関係を育てるとともに，児童の心身の健康・安全の保持増進や健全な生活態度の育成を図る。

また，その内容は次のとおりである。

学級指導においては，学校給食，保健指導，安全指導，学校図書館の利用指導その他学級を中心として指導する教育活動を適宜行なうものとする。

(5) 昭和 52 年版学習指導要領　～「特別活動」の充実～

特別活動の内容については，従前どおりであったが，特別活動の目標は次のように改められた。

望ましい集団活動を通して，心身の調和のとれた発達を図り，個性を伸長するとともに，集団の一員としての自覚を深め，協力してよりよい生活を築こうとする自主的，実践的な態度を育てる。

このことによって，特別活動の意義がより明確になったといえる。

(6) 平成元年版学習指導要領　～「学級活動」の新設～

学習指導要領の改訂に伴って，特別活動の目標は次のとおり示された。

望ましい集団活動を通して，心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに，集団の一員としての自覚を深め，協力してよりよい生活を築こうとする自主的，実践的な態度を育てる。

この改訂では，前学習指導要領までの「学級会活動」と「学級指導」が統合され，「学級活動」が新設された。

(7) 平成 10 年版学習指導要領

小学校においては，ほぼ前学習指導要領を継承する形になっているが，中学校においては，「社会の一員」としてのあり方，例えば，基本的なモラルや社会生活のルールを身に付けることの重要性が強調された。

また，「クラブ活動」が廃止され，その趣旨は，部活動，学校外活動，総合的な学習の時間に生かすようにしていくことが求められた。

さらに，「ガイダンス機能」の充実が求められた。

(8) 平成 20 年版学習指導要領

学習指導要領の改訂に伴って，特別活動の目標は次のとおり示された。

望ましい集団活動を通して，心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り，集団の一員としてよりよい生活や<u>人間関係を築こうとする</u>自主的，実践的な態度を育てるとともに，<u>自己の生き方についての考えを深め，自己を生かす能力を養う。</u>

アンダーラインの部分が，新たに加えられた部分である。このことは，好ましい人間関係を築くことが難しい児童がみられる，自らの将来への夢や希望をもつことができない児童がみられることを踏まえたものだといえる。

特別活動は，昭和 26 年に改訂された学習指導要領において，「自由研究の時間」に代わって「教科以外の活動の時間」として設けられ，その後，昭和 33 年の改訂において「教科以外の活動の時間」が「特別教育活動」・「学校行事等」へ，昭和 43 年の改訂において「特別活動」へと，その名称は変化しながらも，我が国の教育課程において，特別活動は「教科中心で認知能力の形成を重視する教育に陥りがちな学校教育に，活動中心的で情意的，社会的な能力の形成に重きを置く特別活動の充実を図ることによって全体として両者のバランスのとれた学校教育活動を構想し，実践する」(山口, 2013)ために，重要な活動として位置づけられてきた。

【引用・参考文献】

・磯島秀樹(2014),「特別活動のあり方についての一考察」,プール学院大学研究紀要第55号,pp 153-167.
・高橋哲夫他(2015),「特別活動研究第三版」,教育出版.
・文部省(1951),「学習指導要領一般編試案～昭和22年～」.
・文部省(1951),「学習指導要領一般編試案～昭和26年～」.
・文部省(1958),「小学校学習指導要領～昭和33年～」.
・文部省(1968),「小学校学習指導要領～昭和43年～」.
・文部省(1977),「小学校学習指導要領～昭和52年～」.
・文部省(1989),「小学校学習指導要領～平成元年～」.
・文部省(1998),「小学校学習指導要領～平成10年～」.
・文部科学省(2008),「小学校学習指導要領解説特別活動編～平成20年～」.
・文部科学省(2017),「小学校学習指導要領解説特別活動編～平成29年～」, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm(2017年9月取得).
・山口満(2013),「全人教育における特別活動への期待」,初等教育資料№898,pp.50-51.
・渡部邦雄・緑川哲夫・桑原憲一(2011),「実践的指導力をはぐくむ特別活動指導法」,日本文教出版社.

第４章

学級活動の
目標，内容及び指導の実際

§１　学級活動の目標

学習指導要領では，学級活動の目標を次のとおり示している。

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし，解決するために話し合い，合意形成し，役割を分担して協力して実践したり，学級での話合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに，自主的，実践的に取り組むことを通して，第１の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

学級活動は，共に生活や学習に取り組む同年齢の児童で構成される集団である「学級」において行われる活動である。

目標の中にある「学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし，解決するために話し合い，合意形成し，役割を分担して協力して実践」することとは，後に詳しく述べる学級活動の内容「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」における一連の活動を示している。

つまり，学級や学校での生活上の諸問題を児童が自ら発見し，全員で解決すべき課題について，一人一人の思いや願いを意見として出し合い，互いの意見の違いや多様な考えがあることを大切にしながら，学級としての考えや取り組むことについて合意を形成して決定することを示している。また，合意形成したことについて，必要な役割や仕事を決めたり，それらを全員で分担したりするとともに，協力してやり遂げることを示している。

また，目標の中にある「学級での話合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりする」こととは，学級活動の内容「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」，「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」における一連の活動を示している。

つまり，教師があらかじめ学校として作成した年間指導計画に即し，学級として取り上げる題材を設定して話し合うことを効果的に生かす活動を示したものである。

ただし，「自己の課題」とは，児童一人一人が，自らの学習や生活の目標を決めて，その実現に向けて取り組めるものでなければならない。また，「学級での話合いを生かして」と「意思決定して実践」することとは，教師の適切な指導の下に，例えば，児童が話合い活動を通して共通する課題が何かを見いだすこと，一人一人の課題の原因や解決しなければならない理由や背景などをさぐること，多様な視点から解決方法を考えて見付けること，自己の具体的な実践課題を意思決定し，粘り強く努力することなどである。

そして，「第１の目標に掲げる資質・能力」について，学習指導要領解説では，学級活動においては，次のとおり例示している。

○　学級における集団活動に進んで参画することや意識的に健康で安全な生活を送ろうとすることの意義について理解するとともに，そのために必要となることを理解し身に付けるようにする。(知識・技能)

○　学級や自己の生活，人間関係をよりよくするための課題を見いだし，解決するために話し合い，合意形成を図ったり，意思決定したりすることができるようにする。(思考力・判断力・表現力等)

○　学級における集団活動を通して身に付けたことを生かして，人間関係をよりよく形成し，他者と協働して集団や自己の課題を解決するとともに，将来の生き方を描き，その実現に向けて，日常生活の向上を図ろうとする態度を養う。(学びに向かう力，人間性等)

こうした資質・能力は，基本的に次のような学習過程の中で育成される。

1　課題の発見・確認
2　解決方法の話合い
3　解決方法の決定
4　決めたことの実践，振り返り

その際，合意形成する話合いを通して取り組む学級活動(1) の活動と，学級活動(2)・(3)の活動の，それぞれの特質を踏まえた 学習過程とする必要がある。

学習指導要領解説では，学級活動(1)の活動を図４－１のとおり例示している。

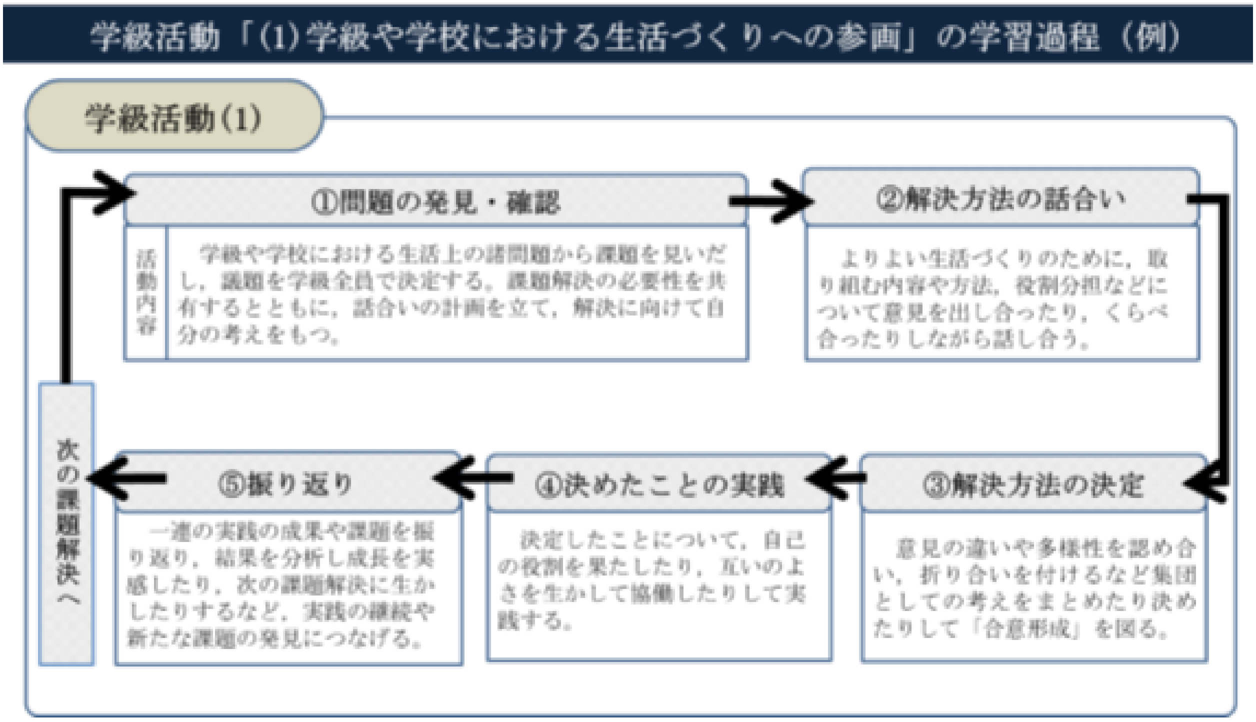

図 4−1　学級活動(1)の学習過程例（文部科学省, 2017）

学級活動(1)の学習過程において，

「1　課題の発見・確認」とは，学級や学校での生活をよりよくするため，児童が共通して取り組むべき課題を見いだす過程である。その課題の例としては，全員で協力して楽しく豊かな学級や学校生活にするために，取り組みたいこと，つくってみたいこと，解決したいことなどが考えられる。ここで見いだされた課題を基に，児童によって提案されたことについて，教師の適切な指導の下に学級活動(1)で取り上げる内容を「議題」と称す。

「2　解決方法の話合い」，「2　解決方法の決定」とは，議題についての提案理由を基に，一人一人の思いや願いを大切にしながら意見を出し合い，共通点や相違点を確認したり，分類したり，共通の視点をもってくらべ合ったりするとともに，よりよいものを選んだり，意見の違いや多様性を生かしたりして学級としての考えをまとめたり決めたりして「合意形成」を図る過程である。

「4　決めたことの実践（振り返り）」とは，児童が自分たちで決めたことについて協働して取り組

むとともに，一連の活動を振り返り，次の課題解決へとつなげていくことまでを含んだ過程である。

学級活動(2)・(3)の活動は図４－２のとおり例示している。

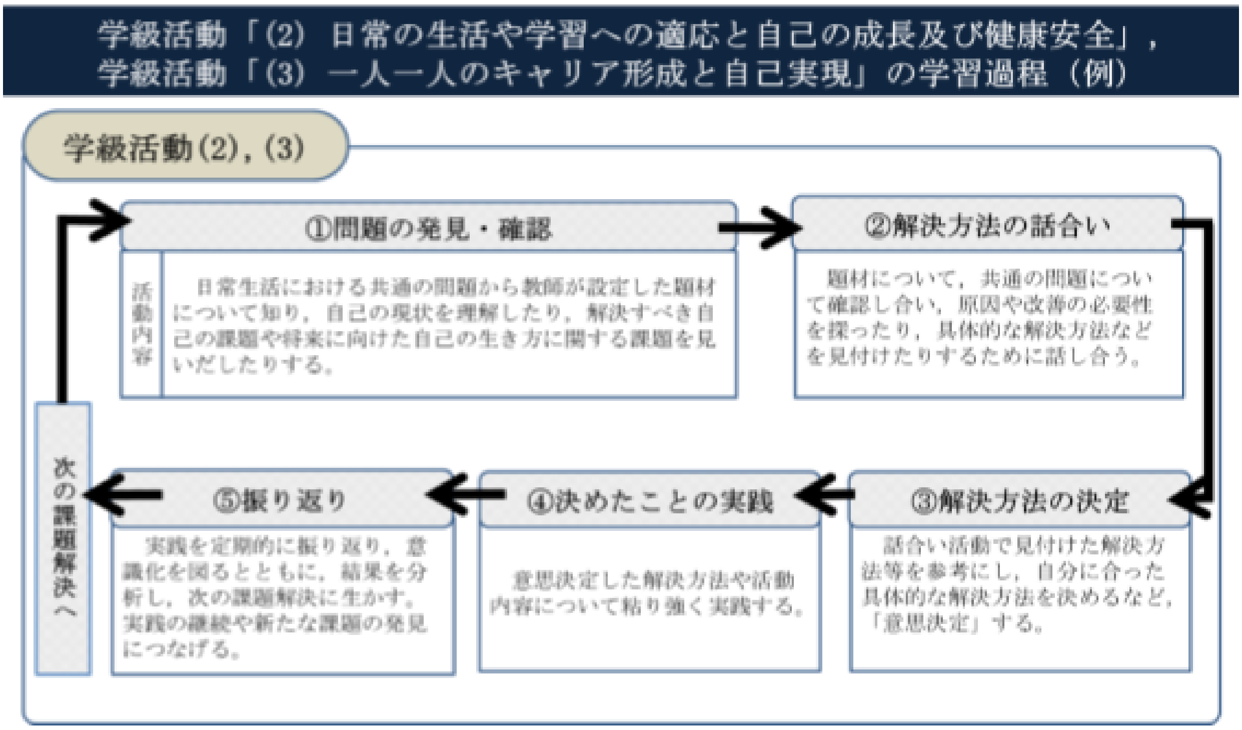

図 4－2　学級活動(2)・(3)の学習過程例（文部科学省, 2017）

学級活動(2)・(3)において，(2)は現在の生活上の課題，(3)は現在及び将来を見通した生活や学習に関する課題という違いがあるが，問題の発見・確認，解決方法の話合い，解決方法の決定，決めたことの実践，振り返りという基本的な学習過程は同じである。

「1　問題の発見・確認」とは，なお，教師がこれらの活動で取り上げたいことをあらかじめ年間指導計画に即して設定したものを「題材」と称す。ここで言う問題の発見・確認とは，児童一人一人が日常生活や将来に向けた自己の生き方に関して，課題を確認し，解決の見通しをもつ過程である。

「2　解決方法の話合い」,「3　解決方法の決定」とは，話合いを通して自分の考えを広げたり，課題について多面的・多角的に考えたりして自分に合った解決方法を自分で決めるなど,「意思決定」するまでの過程である。

「4　決めたことの実践，振り返り」の過程においては， 意思決定しただけで終わることなく，決めたことについて粘り強く実践したり，一連の活動を振り返って成果や課題を確認し，自分の努力に自信を深めたり，さらなる課題の解決に取り組もうとする意欲を高めたりすることが重要である。

§ 2　学級活動の内容

学習指導要領では，学級活動の内容を次のとおり示している。

１の資質・能力を育成するため，全ての学年において，次の各活動を通して，それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し，主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) 学級や学校における生活づくりへの参画

ア　学級や学校における生活上の諸問題の解決

学級や学校における生活をよりよくするための課題を見いだし，解決するために話し合い，合意形成を図り，実践すること。

イ　学級内の組織づくりや役割の自覚

学級生活の充実や向上のため，児童が主体的に組織をつくり，役割を自覚しながら仕事を分担して，協力し合い実践すること。

ウ　学校における多様な集団の生活の向上

児童会など学級の枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため，学級としての提案や取組を話し合って決めること。

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア　基本的な生活習慣の形成

身の回りの整理や挨拶などの基本的な生活習慣を身に付け，節度ある生活にすること。

イ　よりよい人間関係の形成

学級や学校生活において互いのよさを見付け，違いを尊重し合い，仲よくしたり信頼し合ったりして生活すること。

ウ　心身ともに健康で安全な生活態度の形成

現在及び生涯にわたって心身の健康を維持することや，事件，事故や 災害等から身を守り安全に行動すること。

エ　食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

給食の時間を中心としながら，健康によい食事のとり方など，望ましい食習慣の形成を図るとともに，食事を通して人間関係をよりよくすること。

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ア　現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成

学級や学校での生活づくりに主体的に関わり，自己を生かそうとするとともに，希望や目標をもち，その実現に向けて日常の生活をよりよくしようとすること。

イ　社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解

清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し，社会の一員として役割を果たすために必要なことにつ いて主体的に考えて行動すること。

ウ　主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現のつながりを考えたり自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら，学習の見通しを立て，振り返ること。

ここに示した内容は全て，いずれの学年においても取り扱うものである。

このたびの改訂において，学級活動については，(1)・(2)・(3)ごとに育成を目指す資質・能力が示されたことが大きな特色といえる。

(1) 学級や学校における生活づくりへの参画について

この内容は，主として自発的，自治的な集団活動の計画や運営に関わるものであり，教師の適切な指導の下での，学級としての議題選定や話合い，合意形成と それに基づく実践を重視する。これらは，日々の学級経営の充実と深く関わる活動である。

学級活動(1)においては，育成を目指す資質・能力が次のとおり例示されている。

○　学級や学校の生活上の諸問題を話し合って解決することや他者と協働して取り組むことの大切さを理解し，合意形成の手順や活動の方法を身に付けるようにする。(知識・技能)

○　学級や学校の生活をよりよくするための課題を見いだし，解決するために話し合い，多様な意見を生かして合意形成を図り，協働して実践することができるようにする。(思考力・判断力・表現力等)

○　生活上の諸問題の解決や，協働し実践する活動を通して身に付けたことを生かし，学級や学校における人間関係をよりよく形成し，他者と協働しながら日常生活の向上を図ろうとする態度を養う。(学びに向かう力，人間性等)

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

この内容は，日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康や安全に関するもので，児童に共通した問題であるが，一人一人の理解や自覚を深め，意思決定とそれに基づく実践を行うものであり，個々に応じて行われるものである。

学級活動(2)においては，育成を目指す資質・能力が次のとおり例示されている。

○　日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全といった，自己の生活上の課題の改善に向けて取り組むことの意義を理解するとともに，そのために必要な知識や行動の仕方を身に付けるようにする。

○　自己の生活上の課題に気付き，多様な意見を基に，自ら解決方法を意思決定することができるようにする。

○　自己の生活をよりよくするために，他者と協働して自己の生活上の課題の解決に向けて粘り強く取り組んだり，他者を尊重してよりよい人間関係を形成しようとしたりする態度を養う。

ここで，留意しなくてはならないのは，学級活動「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」が，教師の適切な指導の下，児童の共同の問題として取り上げ，協力して実践するという学習過程であるのに対して，学級活動「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」に関する内容は，児童一人一人が，自らの学習や生活の目標を決めて，その実現に向けて取り組めるものでなければならないということである。そして，自分から進んで学び，自分の生活上の課題を見いだし，よりよく解決するための活動である。

このたびの改訂において，学級活動について，もう１つの大きな特色は，学級活動の内容に(3)が設けられたことである。

これまで小学校では，学級活動については，いずれの学年においても取り扱う内容を共通事項とし，内容と指導過程の違いから(1)，(2)の２つに分類していたが，特別活動が学校教育全体を通して行

うキャリア教育の要になることが示されたことを踏まえ，キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるように(3)を設け，３つに分類・整理された。

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現について

この内容は，個々の児童の将来に向けた自己実現に関わるものであり，一人一 人の主体的な意思決定に基づく実践にまでつなげることをねらいとしている。

このたびの改訂においては，特別活動を要として，学校の教育活動全体を通してキャリア教育を適切に行うことが示された。学級活動「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」と扱う内容は異なるが，(2)と同様に児童に共通した問題を取り上げ，教師が意図的，計画的に指導し，話合い等を通して一人一人の考えを深め，実践につなげることを重視する。

ここで扱う活動内容は，児童の現在及び将来の生き方を考える基盤になるものであり，学校の教育活動全体を通して行うキャリア教育や個に応じた指導，支援，相談等との関連を図ることが大切である。

夢や希望は，明日を生きていく原動力となるものである。児童が現在や将来に夢や希望を抱き，その実現を目指して物事に取り組むことは，「今の自分」に価値や意味を見いだすことにつながる。児童が，将来直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し，社会的・職業的に自立していくためには，児童一人一人が，学ぶこと，働くこと，そして生きることについて考え，それらの結び付きを理解していくことで，多様な他者と協働しながら，自分なりの人生をつくっていく力を育むことが必要である。

また，活動の過程を記述し振り返ることができる教材等の作成とその活用を通して，児童が自己の成長や変容を把握し，主体的な学びの実現や今後の生活の改善に生かしたり，将来の生き方を考えたりする活動が求められる。

学級活動(3)においては，育成を目指す資質・能力が次のとおり例示されている。

○　働くことや学ぶことの意義を理解するとともに，自己のよさを生かしながら将来への見通しをもち，自己実現を図るために必要なことを理解し，行動の在り方を身に付けるようにする。

○　自己の生活や学習の課題について考え，自己への理解を深め，よりよく生きるための課題を見いだし，解決のために話し合って意思決定し，自己のよさを 生かしたり，他者と協力したりして，主体的に活動することができるようにする。

○　現在及び将来にわたってよりよく生きるために，自分に合った目標を立て，自己のよさを生かし，他者と協働して目標の達成を目指しながら主体的に行動しようとする態度を養う。

学級活動(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」における留意点として，　次の２点を踏まえた指導を行うことが望まれる。

１つ目は，総則において，特別活動が学校におけるキャリア教育の要としつつ 学校の教育活動全体で行うこととされた趣旨を踏まえることである。キャリア教育の要としての役割を担うこととは，キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと，これからの学びや自己の生き方を見通し，これまでの活動を振り返るなど，教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすということである。

２つ目は，学級活動(3)の内容が，キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理することによって設けられたということである。ここで扱う内容については，将来に向

けた自己実現に関わるものであり，一 人一人の主体的な意思決定を大切にする活動である。中学校，高等学校へのつながりを考慮しながらも，小学校段階として適切なものを内容として設定している。キャリア教育は，教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから，夢をもつことや職業調べなどの固定的な活動だけにならないようにすることが大切である。

§３　学級活動(1)の指導の実際Ⅰ

§１において、学級活動(1)「ア　学級や学校における生活づくりへの参画」の基本的な学習過程は示したが、ここでは、さらに具体的に述べていく。

3.1　学級活動(1)における指導過程

学習指導要領の「目標」に掲げられている資質・能力は，「問題の発見・確認」，「解決方法の話合い」，「解決方法の決定」，「決めたことの実践」，「振り返り」といった実践も含めた全体の学習過程の中で育まれる。学習指導要領解説には、次のような指導過程が例示されている。

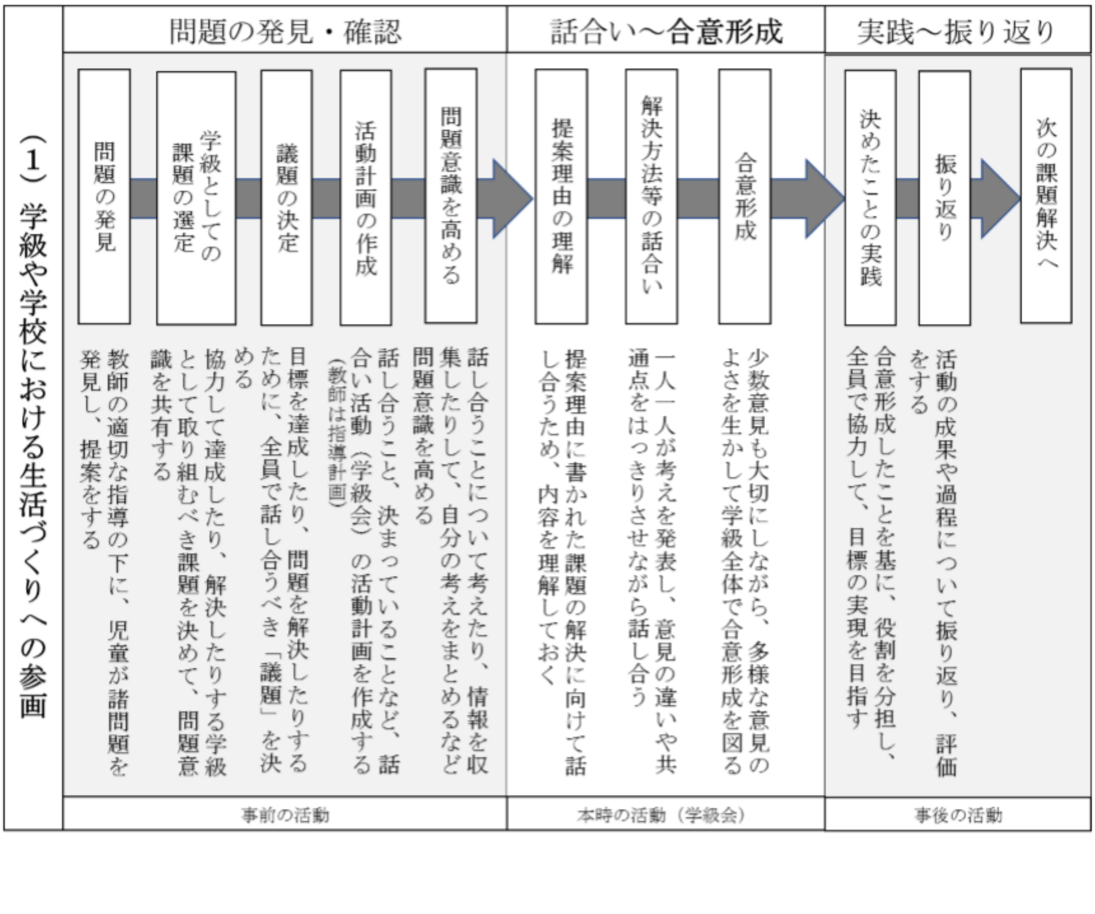

図 4－3　学級活動(1)の学習過程例（文部科学省,2017）

こうした指導過程を踏まえ、本時の活動（学級会）においての指導計画「学級活動(1)指導案」を作成する。

3.2　学級活動(1)指導案の作成

学級活動(1)指導案に示す内容には，例えば，次のようなものが考えられる。

○議題
○児童の実態と議題選定の理由
○育成を目指す資質・能力
○事前の活動(本時に至るまでの活動の流れ)
○本時のねらい
○児童の活動計画

教師の適切な指導の下に児童が作成する「児童の活動計画」に示す内容には，例えば，次のようなものが考えられる。

○議題
○計画委員会の役割分担
○提案理由や話合いのめあて
○決まっていること
○話合いの順序 →
①はじめのことば
②計画委員の紹介
③議題の確認
④提案理由やめあての確認
⑤決まっていることの確認
⑥話合い
⑦決まったことの発表
⑧振り返り
⑨先生の話
⑩おわりのことば

○気を付けること
○準備

○教師の指導計画（指導上の留意点）
○使用する教材や資料
○事後の活動
○評価の観点

3.3　効率的・効果的な指導を進めるための工夫

「話合い活動」は，学級活動の中心的な活動形態である。特に，学級活動 「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」において中心的な役割を果たす学級会では，こうした話合い活動を効率的，効果的に進めていくためには，次のような工夫が考えられる。

○児童が輪番制で行う計画委員会（以下,「計画委員会」という）を組織し，話合いに向けた準備や司会，記録等を担当する。
○目標に掲げた資質・能力を育成するため，全教職員の共通理解の下で小学校の６年間を見通した計画的な指導が行われるようにする。
・自分たちの生活から問題を見付ける方法や議題選定の方法
・司会や黒板記録
・ノート記録など
・「学級会コーナー」の設置
・司会などの役割を示す表示
・賛成・反対や決定などのマーク

・時間の目安など学級会で必要な掲示物
・互いの顔を見ることができる，いわゆるコの字型など話合いの隊形
・役割分担の呼称などについての学校・学年として共通理解

図 4－4　背面黒板を活用した「学級会コーナー」

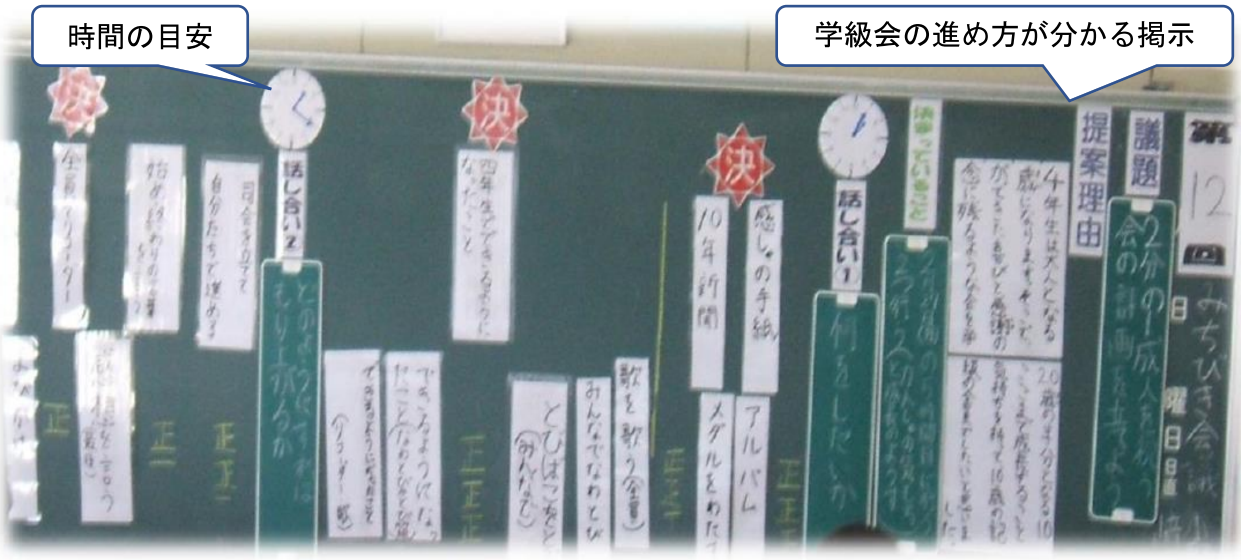

図 4－5　学級会の板書

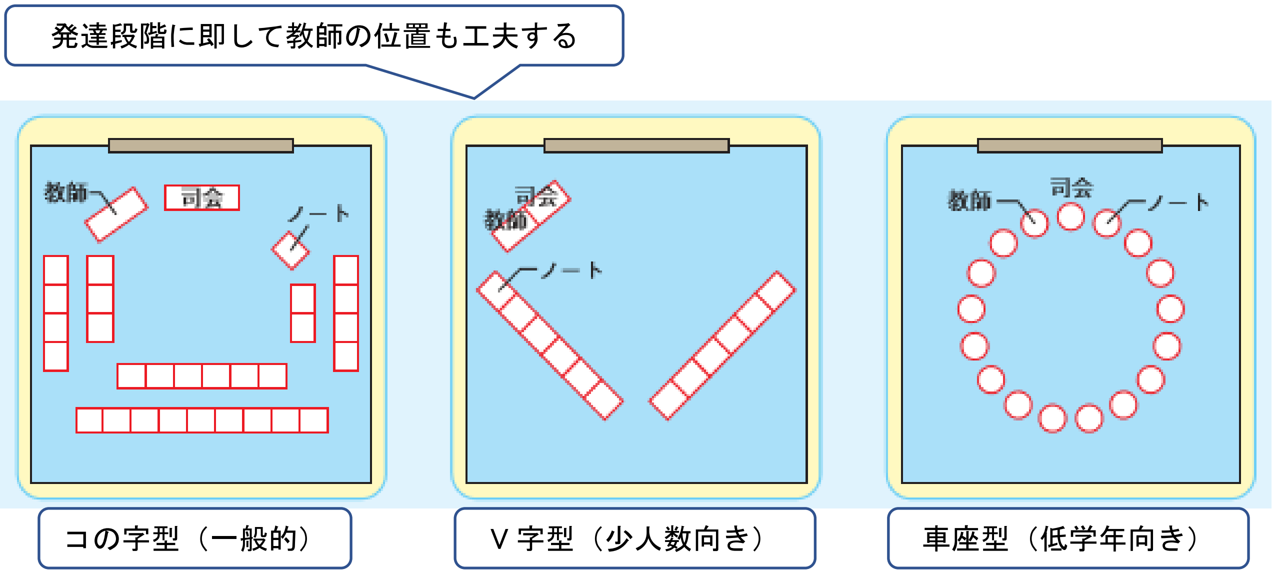

図 4－6　話合いの隊形と教師の位置（国立教育政策研究所,2015）

3.4　発達段階に即した話合い活動（学級会）の指導の目安

(1)　低学年

教師が進行等の役割を受け持つことから始め，教師の助言を受けながら発表の仕方や意見の聞き方など基本的な話合いの進め方を身に付けることができるように配慮する。特に入学当初の時期においては，教師が話合いの司会の役割を受け持ち，記録についても担当するなどして，話合いの進め方を実際に見て，理解できるようにすることが大切である。その後、少しずつ児童ができるようにしていく。また，友達の意見をよく聞いたり，約束に従って自分の意見を言えるようにしたりして，学級生活を楽しくするために集団決定ができるようにしていく。

さらに，合意形成によって決めたことをみんなで実践することのよさを実感できるような活動となるよう配慮する必要がある。話合いで決まったことをすぐに実践することによって，合意形成の意義を体感することができる。そのため， 1 単位時間の中で，前半の時間で話合いを行い，後半の時間を使って決めたことを実践することも有効である。

(2)　中学年

教師の適切な指導の下に児童が活動計画を作成し，輪番制でどの児童も司会等の役割を果たすことができるようにしていく。また、理由を明確にして意見を 言えるようにしたり，異なる考えなどについてもしっかりと聞いて公平に判断したりして，楽しい学級生活をつくるために集団決定ができるようにしていく。

さらに、学級会において提案理由を 踏まえ，自分もよくみんなもよいものとなるよう合意形成を図り，決まったことをみんなで協力し実践できるように適切な指導をすることが大切である。

なお，自分の考えと異なる意見に決まっても，気持ちよく協力することの大切さについて実践を通して理解できるよう指導する必要がある。集団の中の仲間としての 結び付きが強くなる反面，集団同士の対立も見られる時期であることから，話合いや実践を積み重ね，協働して取り組む活動を充実させていく必要がある。

(3)　 高学年

教師の助言を受けながら，児童自身が話合いの方法などを工夫して効率的，計画的に運営できるよ

うにしていく。 また，学級だけでなく，学校生活にまで目を向け，建設的な意見を述べ合えるようにし，多様な意見のよさを生かして，楽しい学級や学校の生活をつくるためのよりよい集団決定ができるようにする。

さらに，身に付けた合意形成する話合いの知識や技能については，各教科の授業をはじめ，児童会やクラブ活動においても活用できるようにする。

3.5 学級活動(1)指導案様式と作成上の留意点

第　学年　学級活動（１）指導案

平成　年　月　日（ ）第　校時

指導者

１　議題

「・・・しよう」などとする。

２　議題について

(1) 児童の実態

児童の学級生活における実態などについて記述する。

(2) 議題選定の理由

議題が選定された背景や、教師の指導観などについて記述する。

(1) (2) を統合して記述してもよい。

３　育成を目指す資質・能力

学習指導要領を踏まえ、学年の発達段階に即して記述する。

４　事前の活動（本時に至るまでの活動の流れ）

(1) 計画委員会の活動

日時	児童の活動	指導上の留意点	評価規準
〇月〇日 昼休み	・提案ポストを開けて、議題を選定する。	・各提案の扱いを明らかにし、提案者に伝えられるようにする。	
〇月〇日 業間			

学級会に向けた計画委員会の準備計画を記述する。
①議題の選定、②学級会コーナーへの掲示、③学級会での役割分担等の活動が考えられる。

(2) 学級全員の活動

日時	児童の活動	指導上の留意点	評価規準
〇月〇日 帰りの会	・議題を決定する。	・計画委員会の提案を基に全員で決定する。	
〇月〇日 帰りの会			

学級会までに学級全員が行う準備計画を記述する。
①議題の決定、②学級会ノートへの記入等の活動が考えられる。

5　本時の展開

(1) 本時のねらい

(2) 児童の活動計画

第　　回学級会　活動計画　　月　　日（　）　時間目	
議題	
役割	・司会（　　　　　）（　　　　　） ・黒板記録（　　　　　）（　　　　　） ・ノート記録（　　　　　） ・提案者（　　　　　）
提案理由	
めあて	
決まっていること	

話合いの順序	気を付けること	準備
1　はじめの言葉 2　計画委員会の紹介 3　議題の確認 4　提案理由や話合いのめあての確認 5　決まっていることの確認 6　話合い ① ② ③ 7　決まったことの発表 8　振り返り 9　先生のお話 10　おわりの言葉		

> 計画委員会の児童が作成した活動計画を添付する。
> ただし、低学年など、児童の作成が難しい場合は、教師が作成してもよい。

> 話合いを進める際の留意点、予想される対立への対処方法等について、計画委員会で話し合い、記述させておく。

(3) 教師の指導計画

話合いの順序	指導上の留意点	目指す児童の姿と評価方法
1　はじめの言葉		
2　計画委員会の紹介		
3　議題の確認		
4　提案理由や話合いのめあての確認		
5　決まっていることの確認		
6　話合い ① ② ③		
7　決まったことの発表		
8　振り返り		
9　先生のお話		
10　おわりの言葉		

話合いの流れを想定し、指導上留意する点や、話合いを深めるための助言等について記述する。

折り合いを付けて集団決定できたことや、集団として成長した点について価値付けをし、実践に向けての意欲を高めるような話をする。

5　事後の活動

日時	児童の活動	指導上の留意点	評価規準
○月○日 帰りの会	・決まったことを学級会コーナーに掲示する。	・各提案の扱いを明らかにし、提案者に伝えられるようにする。	
○月○日 休み時間			
○月○日 第○校時			

友達と協力しながら、責任を持って取り組むことができるよう、児童の活動や教師の支援の方法等について記述する。

図 4－7　学級活動(1)指導案様式と作成上の留意点

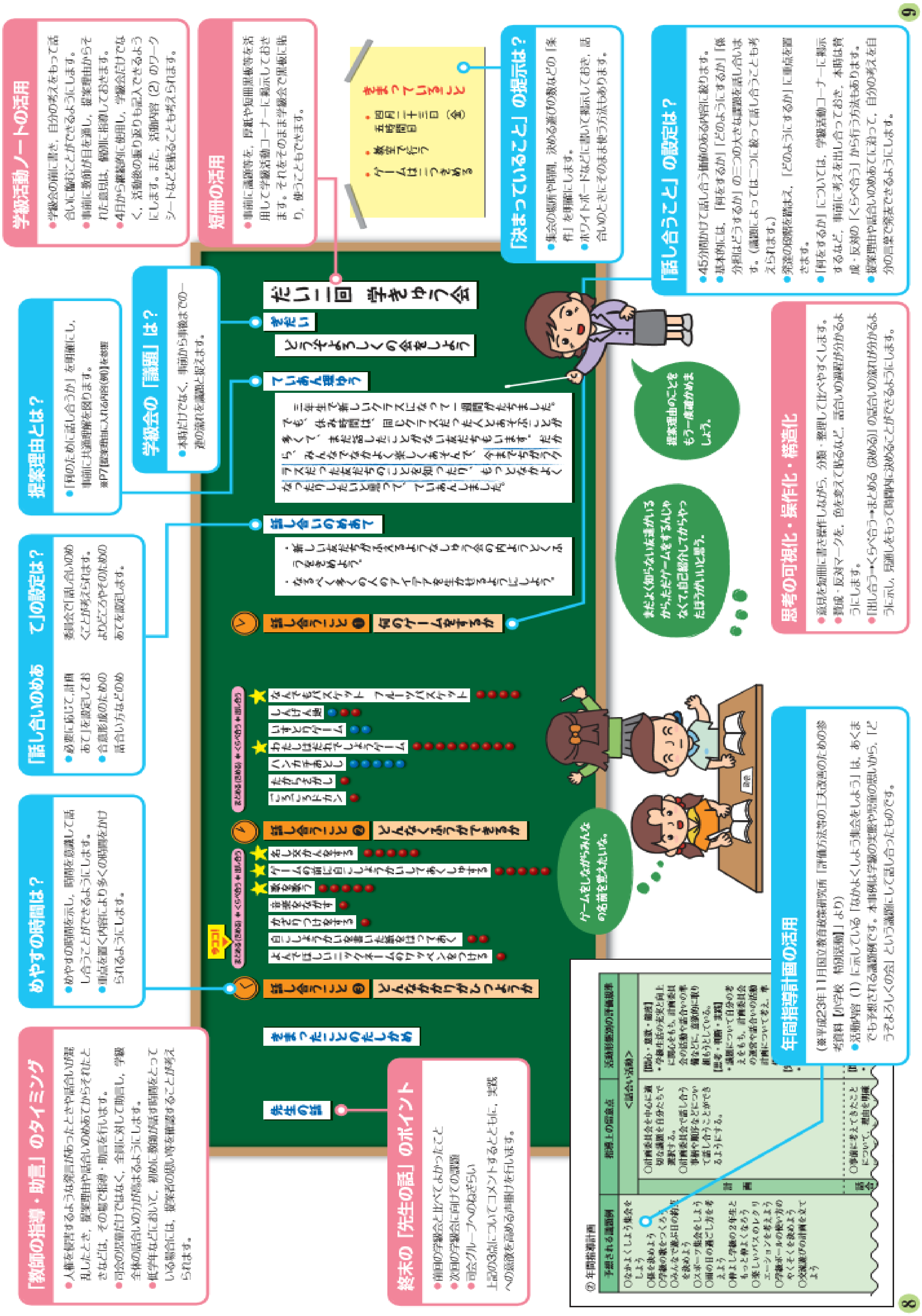

図４－８　学級活動(1)の指導のポイント（国立教育政策研究所,2015）

§４　学級活動⑴の指導の実際Ⅱ

§１において、学級活動(1)「イ　学級内の組織づくりや役割の自覚」の内容は、学習指導要領に次のとおり示されている。

学級生活の充実や向上のため，児童が主体的に組織をつくり，役割を自覚しながら仕事を分担して，協力し合い実践すること。

この内容は，学級の生活の充実や向上を図るために必要とされる学級内の組織づくりや仕事の分担などを，教師の適切な指導の下で児童自身が見いだし，協力しながら責任をもって行う活動である。

「児童が主体的に組織をつくる」とは，例えば，係活動において，学級を楽しく豊かにするために必要な係を出し合い，合意形成によって組織をつくっていくことである。その際，学級における係の役割を自覚し，活動内容 を決定して，仕事を分担しながら協力して実践することが大切になる。これらの 組織が機能し，活発な活動が展開されることにより，学級生活の充実や向上を図ることができる。

また、この内容は、学級活動(3)「イ　社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解」の内容「清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し，社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。」との関連が深く、学級活動においては，一人一人の児童の活動過程を大切にする必要がある。学級の成員全員が何らかの役割を分担し，学級の一員として，みんなから必要とされているという認識をもったり，仲間と共に活動をしているという充実感が得られたりすることができるような組織を工夫することが必要である。

ここでは、主たる活動である係活動について述べていく。

4.1　係活動とは

係活動は，学級の児童が学級内の仕事を分担処理し，児童の力で学級生活を楽しく豊かにすることをねらいとしている。したがって，当番活動と係活動の違いに留意し，教科に関する仕事や教師の仕事の一部を担うような係にならないようにすることが大切である。例えば、学級新聞係や誕生日係，レクリエーション係など，学級生活を共に楽しく豊かにするために創意工夫しながら自主的，実践的に取り組むことができる活動を行うようにする。

4.2　係活動の充実に向けて

(1) 係活動の種類

「どんな係をつくるとよいか」について学級会で話し合い，自分たちの学級が楽しく豊かになるような係を決める。その際には、次のようなことについて、配慮する。

○電気係や配り係などの創意工夫ができないものは，１年生の年度当初以外は，当番や日直の仕事として位置付ける。
○学年が進む段階で，上級生などから情報を得たり，教師が新しい係を紹介したりして活動の視野を広げる。
○学期の変わり目などで，必要に応じて統合したり，決め直したりするといった配慮をする。
○学級生活の充実につながるような仕事の範囲に限る。

係活動例					
○生き物係	○学級文庫係	○かざり係	○学級の歩み係	○学級新聞係	○健康係
○ハッピーバースデー係	○歌係	○レクリエーション係	など		

(2) 係活動の所属の決定

学年等によっては，各係の仕事に応じて必要なおおよその人数を決めてから，児童の希望を尊重して係の所属を決める。その際には、次のようなことについて、配慮する。

○同じ係への希望が多過ぎる場合は，係を二つに分けたり児童が自主的に譲り合ったりすることができるようにする。

○学級会で設定した係は，必ず誰かが所属するようにする。その際，希望者がいなかったり少なかったりした係については，学級全員でどうしたらよいかを話し合って，どの係も活動できるようにする。

(3) 発達段階に即した指導の目安

【１年生入門期】

学級生活にとって必要な仕事を見付けて自分から進んで取り組む。(一人一役の仕事見付けの段階)

【低学年】

少人数で構成された係で仲よく助け合って活動する。楽しい学級生活にとって係が必要であるという意識を高める。当番的な活動から創意工夫できる係活動に移行していくようにする。

【中学年】

低学年までの当番的な活動を整理統合し，創意工夫が生かされる係活動を組織する。協力し合って計画的に活動に取り組めるようにする。

【高学年】

教師の指導に頼ることなく自主的に係活動を進めたり，自分のよさを積極的に生かせる係に所属したりして，集団的な活動の質を高めていく。

(4) 係活動を充実させるための工夫

① 活動時間の確保

限られた日課の中で、できるだけ係活動の時間を確保できるようにすることが必要である。そのための工夫としては、次のようなことが考えられる。

・学級活動の時間を充てる。
・休み時間に簡単な活動を行う。
・朝の会や帰りの会で係からの連絡や発表を行う。
・同じ係で給食を一緒に食べる曜日を設定する。　など

② 係活動は発表会の実施

発表会の場を設けることによって，互いの係の頑張りを知る機会となり，他の係の活動のよさを自分たちの係に取り入れていこうとする意欲を高めることができる。

係を見直す前などに実施すると，次への活動意欲に結び付いていく。

・係の活動内容や取組のよさなどが伝わる発表になるように工夫する。
・「リクエストカード」や「アドバイスカード」を用意して，互いの願いを伝え合えるようにする。

③　係活動コーナーの活用

各係の活動予定や係からのお知らせが掲示できる「係活動コーナー」を活用して，自主的に情報発信できるようにする。

図 4−9　係コーナー

§４　学級活動(2)(3)の指導の実際Ⅲ

§１において、学級活動(2)「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」、(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」の基本的な学習過程は示したが、ここでは、さらに具体的に述べていく。

4.1　学級活動(2)(3)における指導過程

学級活動(2)は、集団での話合いを通して，個人の目標を決め，自ら実践する児童の自主的，実践的な活動を特質としている。また、学級活動(3)は、学級での話合いを通して，個人の目標を 意思決定し，各自で実践する児童の自主的，実践的な活動を特質としている。

したがって，これらの特質を踏まえた指導過程にすることが大切である。

学習指導要領解説には、それぞれ次のような指導過程が例示されている。

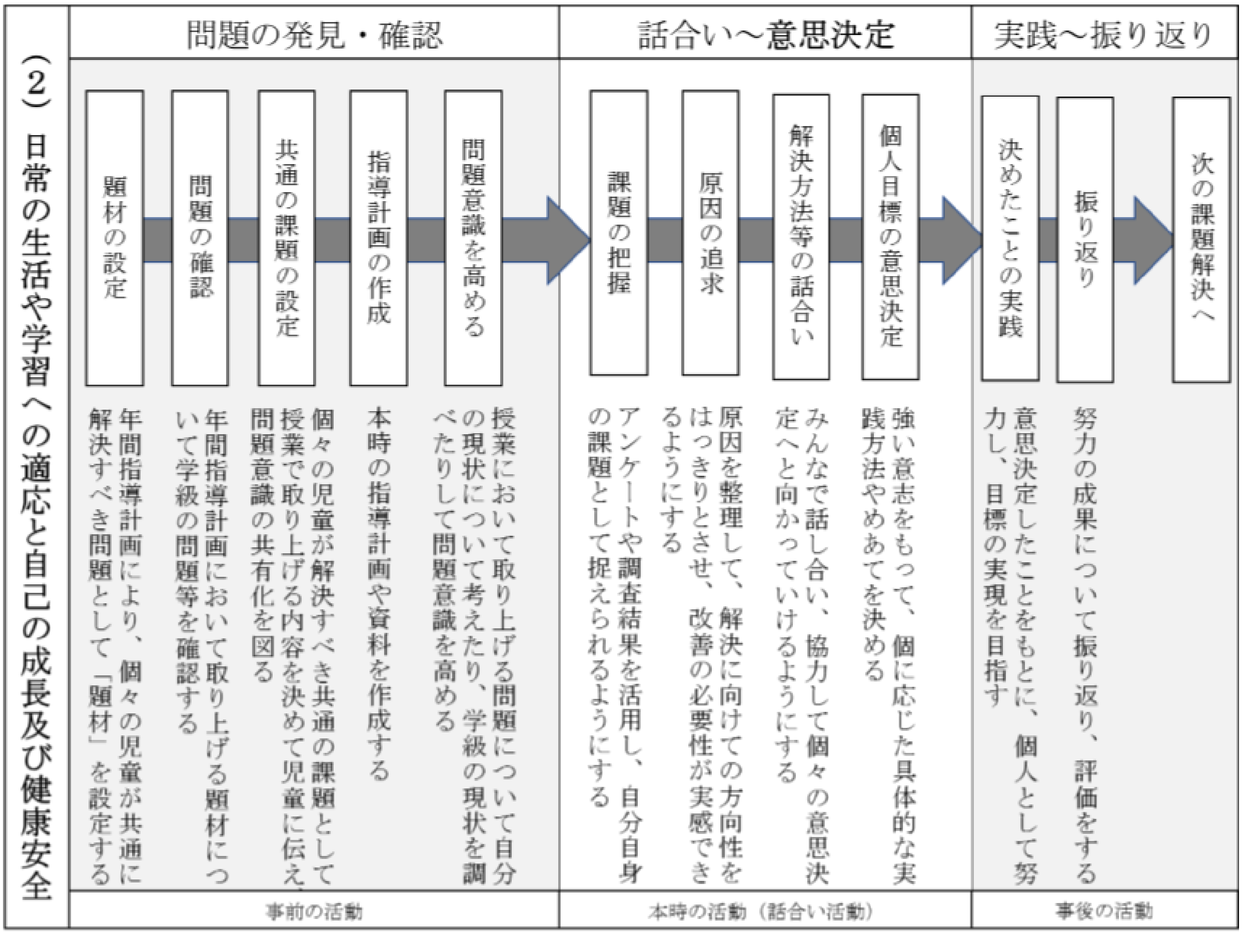

図４－10　学級活動(2)の指導過程（文部科学省,2017）

図４－11　学級活動(3)の指導過程（文部科学省,2017）

学級活動(1)と学級活動(2)(3)の指導過程についてまとめてみると、図 4-12 のようになる。

本時の活動について、最も大きな違いは学級活動(1)が「集団討議における合意形成」であるのに対して、学級活動(2)(3)は「集団思考を生かした個々の意思決定」という点である。

また、学級活動(1)は児童が中心となって活動を進めていくのに対して、学級活動(2)(3)は教師が中心となって指導を進めていくことである。

ただし，学級活動(2)(3)においても、題材によって，問題の意識化につなげるアンケート調査や，話合いの進行など，児童の自主的，実践的な活動を組み合わせて行う方法も考えられる。学級の実態や児童の発達の段階などを考慮して，指導する内容に応じて効果的な指導方法を工夫することが大切である。また，題材については，年間指導計画に即して，指導のねらいや目指す児童の姿を明確にして進められることが重要である。

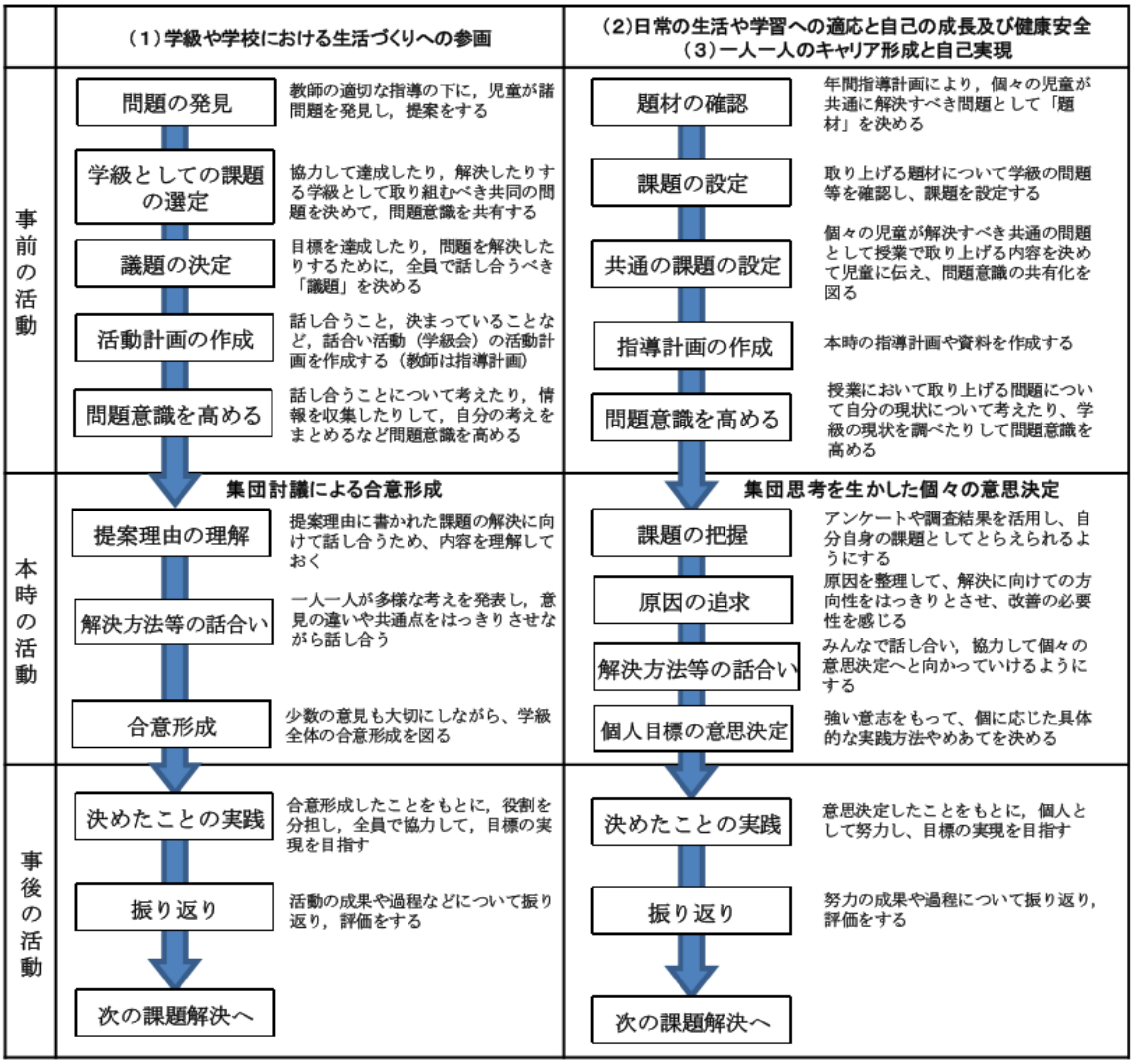

図 4－12　学級活動の指導過程（文部科学省,2017）

4.2　学級活動(2)指導案・学級活動(3)指導案の作成

学級活動(2)指導案・学級活動(3)指導案に示す内容には，例えば，次のようなものが考えられる。

〇題材

〇児童の実態と題材設定の理由

〇育成を目指す資質・能力

〇事前指導

〇本時のねらい

〇指導過程（導入・展開・終末）

〇使用する教材・資料

〇事後指導

〇評価の観点

4.3　学級活動(2)における発達の段階に即した指導の目安

【低学年の指導】

〇集団への適応の問題を解決することは，学級や学校での生活を充実させる活動を展開していく上で

不可欠である。入学時には，就学前教育との接続に配慮して，重点化を図って指導する。
○基本的な生活習慣が定着するよう，適切な題材を設定するとともに，計画的に指導する。
○特に，問題の解決方法について考え，正しい方法や自分に合った方法を選んで，目標をもって努力できるようにする。
○学級活動の指導を中心にして，個に応じて繰り返し指導したり，家庭と連携して指導したりする。
【中学年の指導】
○学校生活にも徐々に慣れ，活動範囲も広がっていく一方で，小集団をつくり，その集団を中心に活動したいと願う児童も増える。小集団間や小集団の中で様々な摩擦が生じ，人間関係に問題が生じやすい時期でもある。そこで，協力して楽しい学級生活が築けるようにすることを重視して指導する。
○特に，問題を自分のものとして真剣に考えることができるようにし，具体的な解決方法や目標を決めて，一定の期間継続して互いに努力できるようにする。
【高学年の指導】
○思春期にさしかかり，心身ともに大きく変化する時期なので，人間関係や健康安全，食育などに関する悩みの解消などを重視して指導する。
○特に，自己の問題について真剣に受け止め，資料などを参考にして自己に合った実現可能な解決方法を決め，目標をもって粘り強く努力できるようにする。
○６年生では，最高学年としての自覚をもつことができるようにするとともに，中学校教育との接続に配慮して指導する。

4.4　学級活動(3)における発達の段階に即した指導の目安
【低学年の指導】
○この一年でどのようになりたいかを考え，目指す姿について話し合い，出された意見を参考に自分の目標を決め，希望や目標をもって生活できるようにすることを重視して指導する。できたという実感を味わい，自信につながる活動にする。
○学級生活の中で，自分がやってみたい仕事を見つけ，一定期間，継続して行ったり，当番の仕事の仕方を覚えたり，友達と一緒に仕事に取り組んだりできるように指導する。
○学ぶことのよさや大切さについて考え，進んで学習に取り組めるように指導する。
○保幼小の連携を一層重視するとともに，家庭との連携を密にしながら，意図的・計画的に活動を工夫し，生活の中で繰り返し指導していく。
【中学年の指導】
○教師や保護者の思いを知り，自分が目指す姿について話し合い，具体的な解決方法や目標を設定し，目標に向かって取り組めるようにすることを重視して指導する。振り返りによって自分自身の成長を感じ，さらに取り組んでみようとする態度を育てられるような活動にする。
○日直や当番活動，係活動など，自分の役割を果たすことの意味や大切さについて考え，友達と協力して最後までやり遂げられるように指導する。
○今の学びが将来につながることを知り，学ぶことの意味，学習の見通しや振り返りの大切さ，学校図書館等の効果的な活用の仕方について考え，主体的に学習に取り組めるように指導する。
【高学年の指導】
○自分や周りの人の学校生活への希望や願いをもとに，話合いを通して目標を立て，意思決定したこ

とについて粘り強く取り組めるようにする。努力をしてやり遂げた達成感が味わえるような活動にすることを重視して指導する。

○当番や委員会など，自分や周りの人のために働くことの大切さについて話し合い，自分の役割や責任，自他のよさを考え，友達と高め合って取り組めるように指導する。

○自分の将来を描き，その実現のために学習することの意義や，学習の見通しや振り返りの大切さ，適切な情報の収集や活用の仕方について考え，主体的に学習に取り組めるように指導する。

4.5　学級活動(2)(3)指導案様式と作成上の留意点

第　　学年　学級活動（2）指導案

平成　　年　　月　　日（　）第　校時

指導者

1　題材　「すてきな言葉」　学級活動(2)「イ　よりよい人間関係の形成」

年間指導計画を基に、題材を設定する。その題材がどの内容にあたるのかも記述する。

2　題材について

(1) 児童の実態

(2) 題材設定の理由

児童が自己の課題として、真剣に捉え、目標や方法などを自己決定できるように、学級生活における児童の実態から、この題材を取り上げる必要性など、教師の題材観や指導観について記述する。
必要に応じて、各教科等との関連を図った計画的な指導や学年段階、発達の段階に即した系統的な指導に関わる配慮事項などについても記述する。

3　育成を目指す資質・能力

学習指導要領を踏まえ、学年の発達段階に即して記述する。

4　事前の指導

児童の活動	指導上の留意点	目指す児童の姿と評価方法
・題材を知る。 ・アンケート調査をし、結果をまとめる。(児童が行う場合)	・設定した題材について、関心を持って生活したり、問題意識を高めておいたりするために、事前に予告しておく。	・○○の課題について、真剣に受けとめている。(アンケート調査)

児童が活動を行う上で、教師が何をどのように工夫したり、配慮したりするかなどを記述する。

5　本時のねらい

> 自他との関わりの中で、個人の課題を踏まえ、どのような自己決定ができるようにしたいのか、指導のねらいを端的に記述する。

6　本時の展開

	児童の活動	指導上の留意点	資料	目指す児童の姿と評価方法
つかむ 導入	1　アンケート調査を基に、クラスには気持ちのよい言葉がたくさんあることを知る。	・気持ちのよい言葉がたくさんあり、その言葉でクラスの雰囲気や人間関係がよくなっていることに気付くようにする。	アンケート アンケート調査や実態調査の結果 映像や写真等	
	2　気持ちのよい言葉がある反面、嫌な言葉もあることに気付く。	・言われて嫌な言葉もあることに気付く。		
探る 展開	3　なぜ嫌な言葉を使ってしまうのか原因を考える。	・嫌な言葉を使ってしまう原因を探る。	科学的な資料 映像や写真 実物等	
見付ける	4　みんなで話し合い、どんな言葉が気持ちよいか考える。	・様々な解決方法が出し合えるようにする。		
終末	5　自分の課題に合った「努力すべきこと」を決める。	・自分自身の課題を確認できるようにし、何をどのように努力したらよいかを考えて、より具体的な自己決定ができるようにする。	頑張りカード	
決める	6　互いに自分が努力することを発表しあう。	・互いの頑張りを励まし合えるようにする。		

7　事後の活動

児童の活動	指導上の留意点	目指す児童の姿と評価方法
定期的な振り返りの時間を設け、実践意欲の継続化を図る。 学年・学級通信を通して、家庭と連携し日常生活での意識化を図る。		

図 4－13　学級活動(2)(3)指導案様式と作成上の留意点

4.6　本時の展開における工夫

【導入（課題をつかむ）】

○アンケート結果をグラフなどで示す

事前に学級全員にアンケートをとり，その結果をグラフにまとめたり，表に整理したりして示す。

○映像や写真で提示する

事前に日常生活における児童の様子を写真や動画，音声などで記録し，提示する。また，紙芝居やペープサートなどによって問題場面を焦点化し，提示する工夫も考えられる。

○手紙や作文を紹介する

日常生活における児童の気付きを作文や日記から紹介したり，保護者など問題に関わる大人の願いを手紙にして読んだりすることもできる。

【展開前半（原因を探る）】

○書く活動を取り入れる

「どうして～してしまうのか」という問いでは答えにくい場合、「どんな時に嫌な言葉を言ってしまうのだろう」といった発問をし，考えを書く活動を取り入れることもできる。このようにして，児童が日常生活を振り返ることができるようにする。

○動作化や試行を取り入れる

学習内容に応じて実際に行動してみたり，試しにしてみることで，無意識にしてしまっていることに気付いたり，解決の糸口を見付けたりすることもある。

【展開後半（解決方法を見付ける）】

○話合い活動を取り入れる

個々の児童の生活経験や発想の違いを生かすことができる。話し合う際のグループの構成員や形態を意図的に編成するなど工夫して，多様な視点で考えられるようにしたり，共感的に理解したり，互いに学び合ったりできるようにする。

○教師が情報提供する

児童が主体的に解決や対処の仕方を考えられるように，必要な情報を教師から提供する。その際，学年の発達の段階に配慮し，提供する情報など指導の重点化を図るようにする。また、取り上げる内容によっては学級担任と共に，養護教諭や栄養教諭，学校栄養職員，司書教諭などの協力を得て，専門性を生かしたティームティー チングの活用も有効である。

【終末（個人目標を決める）】

○「頑張り（個人目標）カード」を作成する

自己評価がしやすく，成果を実感できるように 以下のような工夫が考えられる。

・「いつ，どんなふうに」を明確にしたり，数字を用いたりするなど，具体的な行動目標として書くことができるようにする。
・努力する期間（1，2 週間程度）を設ける。
・努力によって実現可能な目標を設定できるように助言する。

○友達と見せ合ったり発表し合ったりする

記入した「頑張りカード」を周りの友達と見せ合ったり，全体の場で発表したりすることで，実践への意欲付けをしたり，自分に合った目標への修正の機会を設けたりする。

【引用・参考文献】
・高橋哲夫他(2015),「特別活動研究第三版」,教育出版.
・広島文教女子大学教職センター(2017),「学級・教科経営ハンドブック」.
・文部科学省・国立教育政策研究所(2015),「特別活動資料　楽しく豊かな学級・学校をつくる特別活動（小学校編)」,文渓堂.
・文部科学省(2017),「小学校学習指導要領解説特別活動編」,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm(2017年9月取得).

第５章

児童会活動の
目標，内容及び指導の実際

§１　児童会活動の目標

学習指導要領では，児童会活動の目標を次のとおり示している。

異年齢の児童同士で協力し，学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて，計画を立て役割を分担し，協力して運営することに自主的，実践的に取り組むことを通して，第１の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

児童会活動は，学校全体の生活を共に楽しく豊かにするために学校の全児童をもって組織する異年齢集団の児童会によって，自発的，自治的に行われる活動である。

目標の中にある「学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて，計画を立て役割を分担し，協力して運営することに自主的，実践的に取り組む」とは，児童会の基本的な学習過程を示したものである。学校全体の生活を共に楽しく豊かにするという目標を共有し，その実現を目指し，集団生活や人間関係などの諸問題から課題を見いだし，その解決に向けて自発的，自治的に取り組むことを示している。

また，ここで言う「運営」に関しては，主として高学年の児童が，代表委員会や各種委員会などの組織において，学校の上級生としての自覚をもち，具体的な計画立案を行ったり，その実践をリードしたりすることを中心とする。児童会において，全学校的な視野で活動を行うには，集団活動の経験を積み，自発的，自治的な活動を展開するための資質・能力を育んできた高学年が中心となってリーダーシップを発揮することが必要となる。しかし，児童会が全校の児童をもって組織されるものであることに常に配慮し，それぞれの活動のねらいや内容に応じて学校の全児童が主体的に活動に参加できるようにする必要がある。

そして，「第１の目標に掲げる資質・能力」について，学習指導要領では，児童会活動においては，次のように例示している。

○　児童会やその中に置かれる委員会などの異年齢により構成される自治的組織における活動の意義について理解するとともに，その活動のために必要なことを理解したり行動の仕方を身に付けたりするようにする。

○　児童会において，学校生活の充実と向上を図るための課題を見いだし，解決するために話し合い，合意形成を図ったり，意思決定したり，人間関係をよりよく形成したりすることができるようにする。

○　自治的な集団活動を通して身に付けたことを生かして，多様な他者と互いのよさを生かして協働し，よりよい学校生活をつくろうとする態度を養う。

なお，児童会活動で育成する資質・能力は，中学校，高等学校における生徒会活動において，さらに学校卒業後は，地域社会の自治的な活動の中で生かされ，さらに育まれていくものである。そこで，中学校の生徒会活動においては，小学校の児童会活動で育成した資質・能力を基礎にして，さらによりよく生徒の資質・能力を育成することができるよう，児童会活動の指導に際しても，中学校の生徒会活動の内容や特質との違いを踏まえつつ，しっかりとつなげていくことができるように指導することが大切である。

こうした資質・能力は，基本的に次のような学習過程の中で育成される。

1　課題の発見・確認
2　解決に向けての話合
3　合意形成をして解決方法の決定
4　決めたことを実践し，振り返り
5　次の課題

学習指導要領解説では，児童会活動の学習過程を図５－１のように例示している。

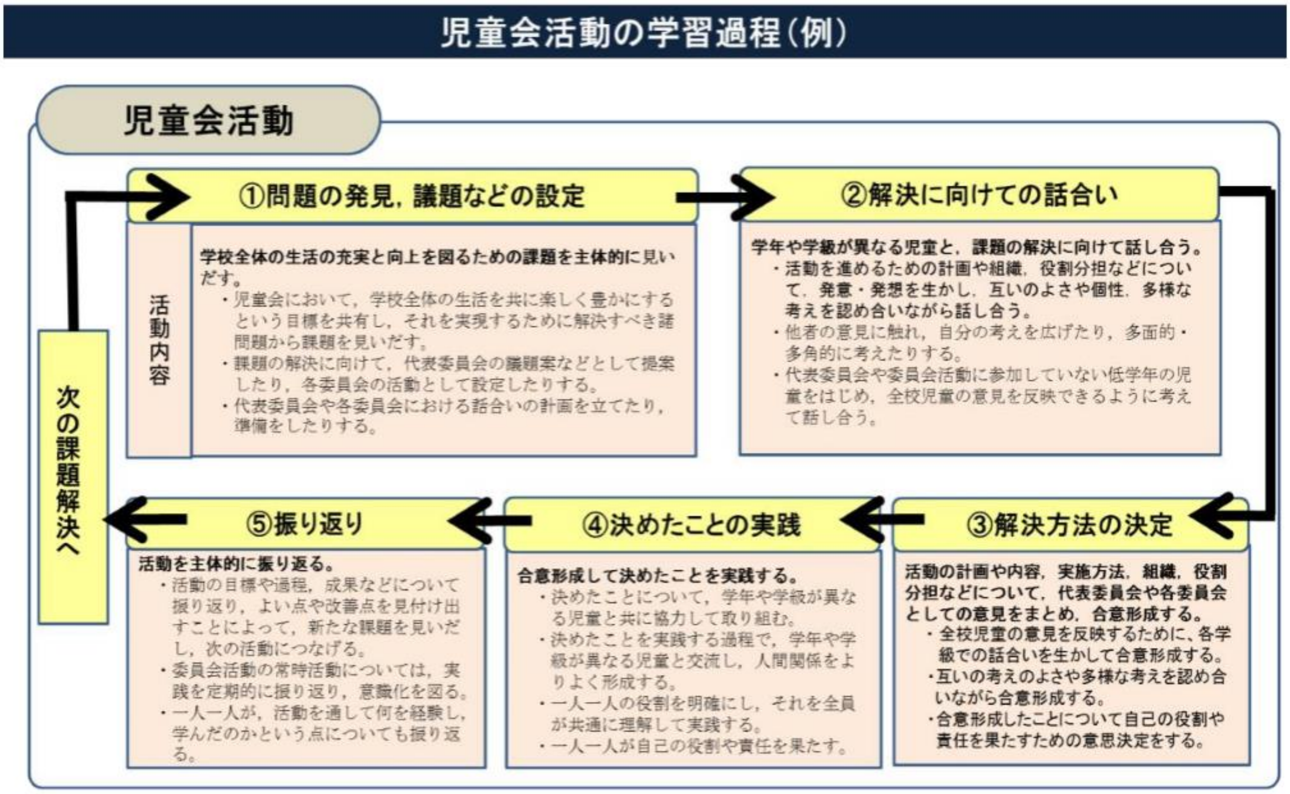

図５－１　児童会活動の学習過程（例）（文部科学省.2017）

§２　児童会活動の内容

学習指導要領では，児童会活動の内容を次のとおり示している。

　１の資質・能力を育成するため，学校の全児童をもって組織する児童会において，次の各活動を通して，それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し，主体的に考えて実践できるよう指導する。
(1)　児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営
　児童が主体的に組織をつくり，役割を分担し，計画を立て，学校生活の課題を見いだし解決するために話し合い，合意形成を図り実践すること。

(2) 異年齢集団による交流
児童会が計画や運営を行う集会等の活動において，学年や学級が異なる児童と共に楽しく触れ合い，交流を図ること。
(3) 学校行事への協力
学校行事の特質に応じて，児童会の組織を活用して，計画の一部を担当したり，運営に協力したりすること。

(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営について
この内容は，例えば次のとおり資質・能力を育成することが考えられる。
○ 学校生活の充実と向上のために，組織づくりや役割分担を行い，異年齢の児童と協力して児童会活動に取り組むことや，児童会の一員として役割を果たすことが大切であることを理解し，計画や運営の仕方などを身に付けるようにする。
○ 代表委員会や委員会活動，児童会活動などにおいて，学校生活の充実と向上のための課題や発意・発想を生かした活動の計画，児童会の一員として自分の果たすべき役割などについて考え，話し合い，決めたことに協力して取り組むことができるようにする。
○ 学年や学級が異なる児童と協力し，自他のよさに気付いたり，自分のよさを生かして活動に取り組んだりして，児童会活動の計画や運営に主体的に取り組み，学校生活の充実と向上を図ろうとする態度を養う。

§３　児童会活動の指導とその実際

児童会活動の一般的な活動形態としては，主に代表委員会活動，委員会活動，児童会集会活動の三つに大別することができる。
ここでは，それらの指導とその実際について述べていく。

3.1　代表委員会活動

代表委員会は，児童会として学校生活の充実と向上を図るために，学校生活に関する諸問題について話し合い，その解決を目指した活動を行う。これは，主として高学年の代表児童が参加して，学校全体の生活を共に楽しく豊かにするための集団生活や人間関係などの諸問題について話し合い，解決を図るための活動である。そして，各学級での話合いを生かすなど全校児童の意向を反映し，自発的，自治的に行われる活動である。
代表委員会の構成，組織などは学校の実態によって異なるが，主として高学年の学級代表，各委員会の代表，関連する内容等必要に応じてクラブ代表などが参加する。
代表委員会で話し合う議題は，児童会が主催する比較的規模の大きい集会についての計画や，全校に関わる生活をよりよくするための約束などである。
予想される議題例としては，次のようなものが考えられる。
・１年生を迎える会を開こう
・縦割りで遊ぼう

・雨の日の過ごし方を決めよう
・あいさつ運動の計画を立てよう
・読書週間の計画を立てよう
・〇〇小まつりを開こう
・６年生を送る会を開こう　等

代表委員会活動の指導過程について，学習指導要領解説には図５－２のような指導過程が例示されている。

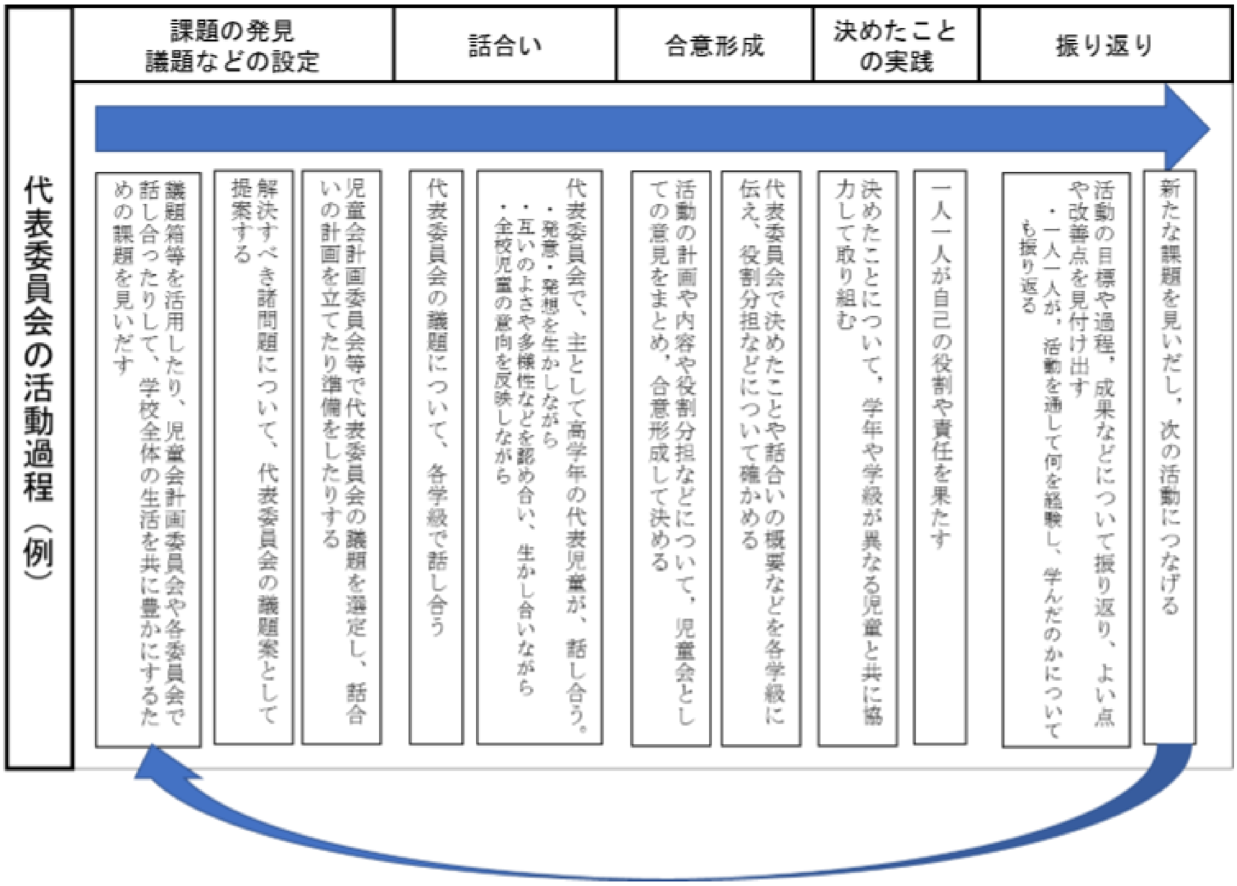

図５－２　代表委員会活動の活動過程（例）（文部科学省.2017）

代表委員会の活動においては，各学級や委員会などの代表児童が集まって話し合い，合意形成する過程が重要であることは言うまでもない。しかし，この活動において，よりよく資質・能力を育むためには，課題の発見から振り返りまでの一連の活動過程を重視し，さらにそれを繰り返し経験できるように指導計画を作成することが大切である。

そこで，教師は図５－３のような年間を見通した指導計画を作成することが求められる。

児童会活動の目標	○児童会活動を通して，望ましい人間関係を築き，学校の一員としてよりよい学校づくりに参画し，協力して諸問題を解決しようとする自主的，実践的な態度を育てる。	
代表委員会と各委員会の組織と構成	代表委員会	○5年生以上の各学級代表と各委員会の代表で構成する。※必要があれば各クラブの代表も参加する。 ○代表委員会の運営は，司会，記録，提案者で構成する児童会計画委員会が行う。※計画委員は，月ごとに交代する。
	委員会活動	○児童の希望や発想が生かされる委員会を設置する。 【設置する委員会：集会・新聞・放送・図書・環境美化・飼育栽培・健康】
活動時間の設定	代表委員会	○毎月1回　第3月曜日の放課後に実施する。
	委員会活動	○毎月1回　第1金曜日の６校時に実施する。
	児童会集会活動	○代表委員会が企画・運営し，１単位時間を使って実施する。 1学期（１年生を迎える会）　2学期（なかよし集会） 3学期（６年生を送る会）
		○集会委員会が企画・運営し，始業前等の20分で実施する。 例：長なわとび集会　クイズ集会　ジャンケン集会　学級自慢集会等
主な活動	代表委員会 ※予想される議題	１学期：「1年生を迎える会を開こう」「縦割り班で遊ぼう」「雨の日の過ごし方を決めよう」 ２学期：「運動会の児童会種目を決めよう」「読書週間の取組を決めよう」「なかよし集会を開こう」 ３学期：「給食感謝週間にすることを決めよう」「６年生を送る会の計画を立てよう」「1年間を振り返ろう」

図５−３　代表委員会活動（児童会活動）の年間計画（例）（国立教育政策研究所.2015）

また，児童が作成する児童会活動の活動計画には，年間の活動計画と１単位時間の活動計画などがある。児童が作成する活動計画に示す内容としては，次のようなものが考えられる。

【年間の活動計画】

○活動の目標

○各月などの活動内容

○役割分担 等

【１単位時間の活動計画】

○活動名

○実施の日時

○活動の目標

○活動内容・プログラム

○参加するために準備すること

○役割分担 等

なお，児童会活動の活性化や充実には，学級における指導が大きく影響する。このため，学級活動との関連を図って指導する必要がある。したがって，学級活動で，児童は生活上の諸問題について積極的に話し合ったり，係活動や当番活動など学級内の仕事の分担処理の活動の経験を積んだり，楽しい集会活動を行ったりすることを積み重ねておくようにする。

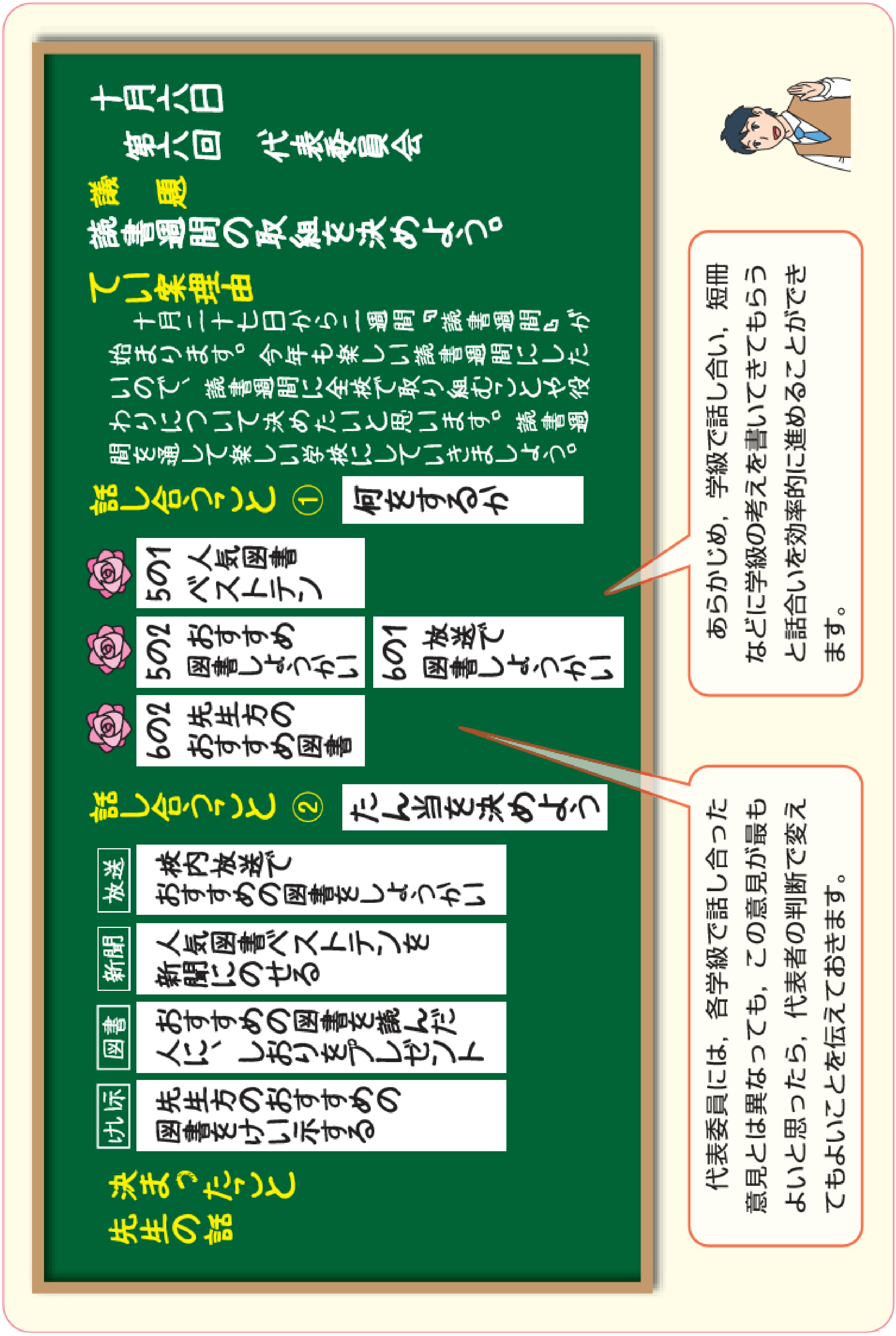

図 5－4　学級活動を生かした代表委員会の板書（例）　（国立教育政策研究所.2015）

3.2　委員会活動

委員会活動は，主として高学年の全児童が，いくつかの委員会に分かれて，学校全体の生活を共に楽しく豊かにするための活動を分担して行うものである。

設置する委員会の種類は，例えば，集会，新聞，放送，図書，環境美化，飼育栽培，健康，福祉ボランティアなどが考えられる。また，学校教育目標に関連させて委員会を設定することも考えられる。

その際に留意すべきこととしては，次のようなことが考えられる。

○　児童の手による，児童のための活動にするために「どのような仕事を児童に任せられるのか」という 視点をもつ。

○　場合によっては，学校が定めている学校生活を維持するための活動が付加されることもある。そのときは，児童の願いや発想が生かされる活動とのバランスを考える。

○　委員会に所属する児童の経験が生かされるように，各委員会への所属は通年制を基本として，１年間同一委員会に所属できるようにする。

○　異年齢の児童の自発的，自治的な活動になるように，上級生が下級生に教えながら自分たちで活動できる環境を整える。

委員会活動の指導に当たっては，代表委員会や児童会集会活動と関連させることが大切である。例えば，各委員会から代表委員会に議題を提案したり，児童会集会活動で委員会からのお知らせをしたりするなどの活動が考えられる。

これらを計画的に行っていくために，教師の計画，児童の計画が必要となる。例えば，各計画として図５－５から図５－７のようなものが考えられる。

活動日	定例活動日 第１月曜日第６校時
	予想される主な活動内容
１学期	・自己紹介 ・役員の選出 ・活動内容の話合い、年間活動計画作成 ・仕事分担決定 ・活動計画に沿った１学期の活動 ・１学期のまとめと反省
２学期	・２学期の活動計画の作成 ・活動内容に沿った２学期の活動 ・２学期のまとめと反省。
３学期	・３学期の活動計画を作成 ・活動計画に沿った３学期の活動 ・１年間の活動のまとめと評価 ・次年度への引き継ぎと準備。
設置する委員会・担当教師・活動場所及び予想される活動内容	
放送委員会	【担　　当】〇〇 【活動場所】〇年〇組教室 【目　　標】放送内容を工夫し、豊かな学校生活が送れるようにする 【活動内容】１　朝昼下校時の放送

図５−５　教師が作成する委員会活動年間計画（例）

ねらい	飼育している動物に親しめるよう工夫し、進んで動物の飼育活動をする。	
主な活動	・生き物の世話 ・うさぎの名前募集 ・ふれあいタイムの計画 ・ポスター作り 等	
月	予想される活動内容	
4	定例活動	○自己紹介をして、役員の選出をする。 ○年間計画を立て、役割分担をする。
	定例活動	○うさぎの名前募集についての話合い
	常時活動	○飼育小屋の掃除
5	定例活動	○５月の活動計画の立案・先月の活動の振り返りと今月の活動

図５－６　教師が作成する飼育委員会年間計画（例）

第３回飼育委員会活動計画　６月○日（月）第６校時　　司会○○　記録○○	
活動内容	・６月の活動計画の立案 ・ふれあいタイムについての話合い
活動のめあて	全校のみんながうさぎとふれあえる時間と方法を決める。

本時の手順	気を付けること
１　６月の活動計画を立てる。 ① 先月の活動の振り返りをする。 ② 今月の活動計画を立てる。 ２ ふれあいタイムのしかたと役割分担を決める。 ① 日時・学年を決める。 ② ふれあいのしかたと役割分担を決める。	・今月の活動につながるように、先月の振り返りを一人一人言ってもらう。 ・振り返りを基に、今月の活動計画を立てる。 ・ふれあいタイムのやり方について考えておくようにして、短い時間で決めて準備できるようにする。

図５－７　児童が作成する飼育委員会活動計画（例）

3.3　児童会集会活動

児童会集会活動は，児童会の主催で行われる集会活動である。

形態としては，全校の児童で行われるもの，複数学年の児童で行われるもの，同一学年の児童で行われるものなど，多様に考えられる。

内容も，活動の計画や内容について話し合ったり活動状況の報告や連絡をしたりするもの，学年や学級が異なる児童と共に楽しく触れ合い，交流を図ることを目指すものなど，様々なものが考えられる。

したがって，指導計画の作成に当たっては，それぞれの活動過程で育成を目指す資質・能力などを明確にしておく必要がある。

なお，児童が作成する１単位時間の児童集会活動計画に示す内容としては，次のようなものが考えられる。

○活動日

○日時
○ねらい
○活動内容
○準備
○役割分担　等

【引用・参考文献】

・加須市教育委員会,「特別活動ハンドブック ―小学校 児童会活動―」,
www.pref.saitama.lg.jp/g2204/documents/kazo-handbook-jidouka(2017 年 10 月取得)
・高橋哲夫他(2015),「特別活動研究第三版」,教育出版.
・広島文教女子大学教職センター(2017),「学級・教科経営ハンドブック」.
・宮川八岐(2008),「小学校新学習指導要領　ポイントと学習活動の展開　特別活動」,東洋館出版.
・文部科学省・国立教育政策研究所(2015),「特別活動資料　楽しく豊かな学級・学校をつくる特別活動（小学校編)」,文溪堂.
・文部科学省(2017),「小学校学習指導要領解説特別活動編」,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm(2017 年 9 月取得).

第６章

クラブ活動の
目標，内容及び指導の実際

§１　クラブ活動の目標

学習指導要領では，クラブ活動の目標を次のとおり示している。

異年齢の児童同士で協力し，共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的，実践的に取り組むことを通して，個性の伸長を図りながら，第１の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

クラブ活動は，主として第４学年以上の児童で組織される学年や学級が異なる同好の児童の集団によって行われる活動である。

目標の中にある「異年齢の児童同士で協力し」とは，学級や学年の枠を超えて，同好の児童が自治的に組織したクラブにおいて，よりよく交流したり，自己の役割を果たしたりするなどして協働して目標を達成しようとすることを示している。

また，「共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的，実践的に取り組む」とは，教師が作成した指導計画に基づき，各クラブの児童が自分たちの共通の興味・関心を追求するための内容や方法などについて話し合い，年間や学期，月ごとなどに具体的な活動計画を立てたり，役割を分担しクラブの一員としての役割を果たして協力して実践したり，実践したことを振り返ってクラブのさらなる充実を目指したりするなどのクラブの運営に，自主的，実践的に取り組むことを示している。

さらに，「個性の伸長を図る」とは，自己の興味・関心について自覚し，そのよさや可能性を将来に渡って追求しようとする態度を助長する指導の重要性を示している。また，互いの興味・関心についてのよさや可能性を理解したり，認め合いながら追求し合ったりするなどの態度を助長する指導も重要である。

そして，「第 1 の目標に掲げる資質・能力を育成する」について，学習指導要領解説では，クラブ活動においては，次のとおり例示している。

○　同好の仲間で行う集団活動を通して興味・関心を追求することのよさや意義について理解するとともに，活動に必要なことを理解し活動の仕方を身に付けるようにする。

○　共通の興味・関心を追求する活動を楽しく豊かにするための課題を見いだし，解決するために話し合い，合意形成を図ったり，意思決定したり，人間関係をよりよく形成したりすることができるようにする。

○　クラブ活動を通して身に付けたことを生かして，協力して目標を達成しよう異年齢の児童同士で協力し，共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的，実践的に取り組むことを通して，個性の伸長を図りながら，現在や将来の生活に自分のよさや可能性を生かそうとしたりする態度を養う。

こうした資質・能力は，図６－１のように学習指導要領解説で例示されたような学習過程の中で育成される。

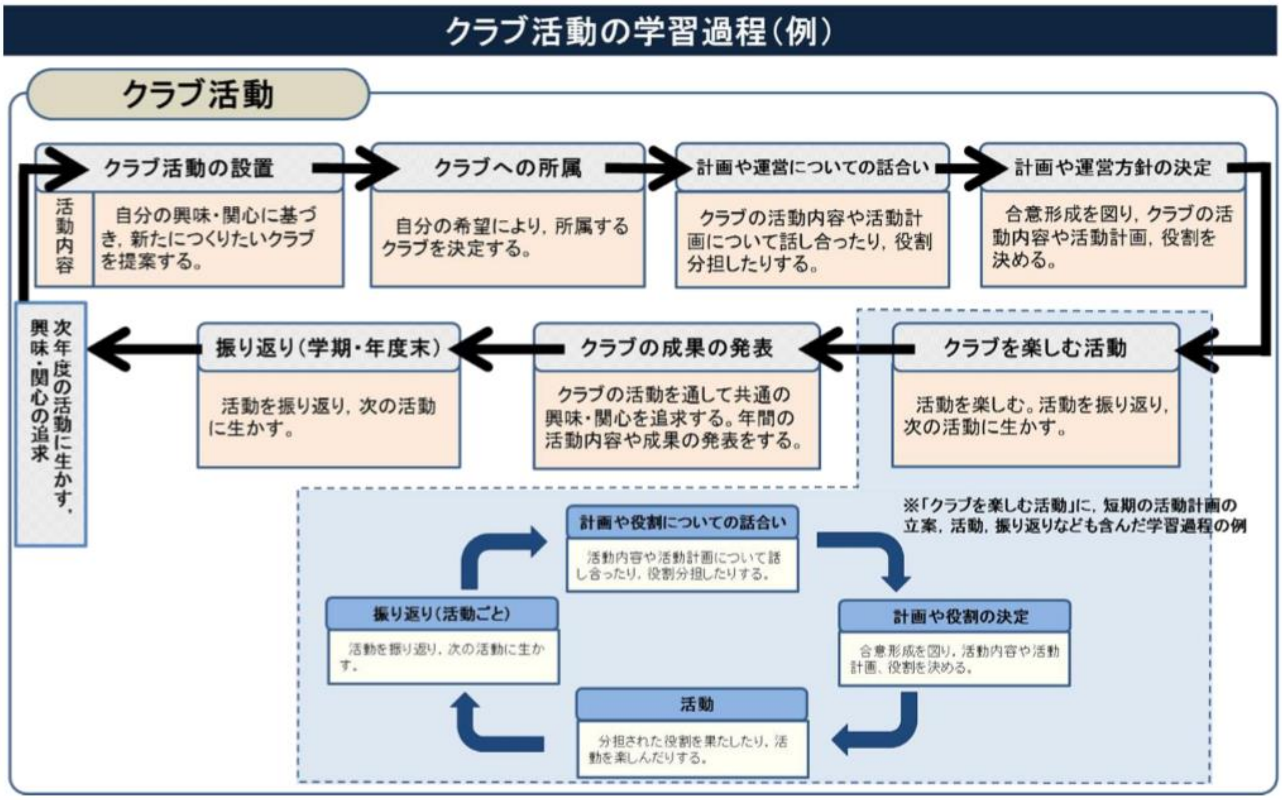

図 6－1　クラブ活動の学習過程(例)（文部科学省,2017）

§ 2　クラブ活動の内容

学習指導要領では，クラブ活動の内容を次のとおり示している。

１の資質・能力を育成するため，主として第４学年以上の同好の児童をもって組織するクラブにおいて，次の活動を通して，それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し，主体的に考えて実践できるようにする。 (1)　クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営 　児童が活動計画を立て，役割を分担し協力して運営に当たること。 (2)　クラブを楽しむ活動 　異なる学年の児童と協力し，創意工夫を生かしながら共通の興味・関心を追求すること。 (3)　クラブの成果の発表 　活動の成果についてクラブの成員の発意・発想を生かし，協力して全校の児童や地域の人々に発表すること。

(1)　クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営について

この内容は，クラブ活動において児童が主体的に組織をつくり，役割を分担し，活動の計画を立てたり，よりよいクラブ活動に向けた諸問題を見いだし，解決するために話し合い，合意形成を図って実践したりするものである。

この内容において育成したい資質・能力が次のように例示されている。

クラブ活動を充実させるための諸問題に気付き，発意･発想を生かした活動の計画や一人一人のよさを 生かし合えるような組織，クラブの一員として自分の果たすべき役割などについて考え，話し合い，決めたことに協力して取り組むことができるようにする。

(2) クラブを楽しむ活動について

この内容は，児童が自ら，教師の適切な指導の下に作成した活動計画に基づいて，異なる学年の児童が協力し，創意工夫を生かしながら自発的，自治的に共通の興味・関心を追求することを楽しむ活動である。

この内容において育成したい資質・能力が次のように例示されている。

創意工夫を生かした活動の進め方や，クラブの一員として自分の果たすべき役割などについて考え，学年や学級が異なる児童と共に楽しく協力して活動に取り組んだり，よりよい人間関係を形成したりすることができる。

(3) クラブの成果の発表について

この内容は，児童が，共通の興味・関心を追求してきた成果を，クラブの成員の発意・発想による計画に基づき，クラブ発表会などにおいて，協力して全校の児童や地域の人々に発表する活動である。

この内容において，育成したい資質・能力が次のように例示されている。

クラブ発表会などにおける活動の成果や発意・発想を生かした発表の仕方，クラブの一員として自分の果たすべき役割などについて考え，協力して全校の児童や地域の人々に発表することができるようにする。

§３　クラブ活動の指導とその実際

ここでは，クラブ活動の設置，所属の決定，計画の作成，運営等，クラブ活動の基本的な学習過程に沿って，それらの指導とその実際について述べていく。

3.1　クラブ活動の設置

各学校が設置するクラブ活動については，児童の興味・関心が多様化していることから，多方面にわたることが予想されるが，基本的には児童が自発的，自治的に計画，運営できるように考える必要がある。具体的な設置方法，クラブの名称や数などについては，それぞれの学校の実態に応じて決定していく。

その際の配慮事項として，学習指導要領解説は次の３点を挙げている。

(1) 児童の興味・関心ができるだけ生かされるようにすること

(2) 教科的な色彩の濃い活動を行うクラブ活動の組織にならないこと

(3) 学校や地域の実態を踏まえること

また，国立教育政策研究所・文部科学省(2015)は次の８点を挙げている。

(1) 児童の共通の興味・関心を追求できる。

(2) 異学年の児童が所属し，協力して活動できる。

(3) 学校や地域の実態に即し，特色を生かすことができる。
(4) 年間を通して，継続して活動できる。
(5) 活動場所を確保し，必要な用具が整備できる。
(6) 学校の約束を守り，安全に活動することができる。
(7) 極端に教科的な色彩が濃くなっていない。
(8) 高額な個人負担の費用がかからない。

これらの事項については，児童がどのようなクラブ活動を設置するか考える前に，ありかじめ説明をしておく方が望ましい。

3.2　クラブ活動の所属の決定

クラブ活動の所属の決定については，次のような手順が考えられる。

(1) 設置クラブの希望調査の実施（3 月中）
・主として４年生以上を対象に設置したいクラブの希望調査を行う。（小規模校では，第３学年以下の学年からの実施も考えられる。）
・新たに設置したいクラブも希望してよいことを伝える。
・およその活動内容を想定して示す。
(2) クラブの設置
・児童の希望を第一に，学校の職員数，設置等を考慮し，自発的，自治的な活動の範囲で行えるクラブを設ける。
・児童の希望だけでなく，地域や学校の特色，伝統にも配慮する。
【予想されるクラブ】
・料理クラブ　演劇クラブ　パソコンクラブ　まんがクラブ　ゲームクラブ　科学クラブ　工作クラブ　手芸クラブ
・卓球クラブ　ボールゲームクラブ　屋内スポーツクラブ
・おはやしクラブ　神楽クラブ
(3) 所属の決定と調整
・希望調査をし，状況に応じて調整する。
・児童の希望を尊重しながら，異年齢集団による活動が 効果的に行われるように配慮する。
・所属人数が適正な数を超える場合は施設・設備の面で活動できなくなることを伝え，自主的に他のクラブへ変更することを促す。それでも調整できない場合は，「高学年を優先する」など，あらかじめ決めておいた学校ごとの約束に基づいて，クラブ担当者が調整する。

なお，所属決定の参考とするため，「クラブ見学」を行うことも考えられる。

クラブ見学は，次年度からクラブ活動が始まる学年を対象に行う。児童にとって，その際には，クラブ名と活動場所を示したクラブ見学カード（図６－２）を用意し，感想を記入できるようにすることも考えられる。

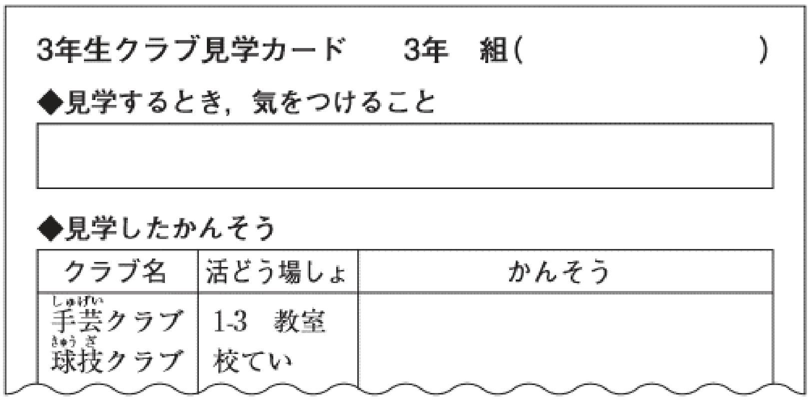

3年生クラブ見学カード　　3年　組(　　　　　　　　)

◆見学するとき，気をつけること

◆見学したかんそう

クラブ名	活どう場しょ	かんそう
手芸クラブ	1-3　教室	
球技クラブ	校てい	

図 6－2　クラブ活動見学カード(例)

（国立教育政策研究所,2015）

3.3　クラブ活動の運営

クラブ活動は，主として第４学年以上の児童による活動であるが，その指導は，全教職員によって行われなければならない。そのため，指導計画の作成においても，全教職員の協力を得て，毎年よりよい指導計画に作り替えていくことが望まれる。

指導計画は，学校が作成する年間指導計画に基づきながら，児童が各クラブの年間の活動計画を作成する。

学校が作成するクラブ活動の年間指導計画に示す内容としては，次のものが考えられる。

〇学校におけるクラブ活動の児童の目標

〇クラブ活動の実態と指導の方針

〇クラブの組織づくりと構成

〇活動時間の設定

〇年間に予想される主な活動

〇活動に必要な備品，消耗品

〇活動場所

〇指導上の留意点

〇クラブを指導する教師の指導体制

〇評価の観点と方法　等

なお，クラブ活動の授業時数等の取扱いについては，学習指導要領第１章総則の第２の３の(2)で「2 特別活動の授業のうち，児童会活動，クラブ活動及び学校行事については，それらの内容に応じ，年間，学期ごと，月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。」としている。

ここに示された「適切な授業時数」とは，一時間一時間の活動を楽しむということだけでなく，クラブの成員全員にとって楽しいものとなるよう話し合って実践したり，役割や責任を果たしたり目標をもって参加したりすることができるようにする授業時数である。すなわち，「ア クラブの組織づくりとクラブ活動の計 画や運営」「イ クラブを楽しむ活動」「ウ クラブの成果の発表」の三つの内容を効果的に行うことができる授業時数のことである。

このことを踏まえ，クラブ活動を通して児童の資質・能力を育成するために必要な適切な授業時数として，時間割表に明確に位置付けて児童の興味・関心が持続し，見通しをもって継続的に活動できるようにすることが大切である。

次に，児童が作成する各クラブの年間の活動に示す内容としては，次のものが考えられる。

〇活動の目標

〇各月などの活動内容
〇準備する物
〇役割分担　等

具体的には，図６－３，図６－４のとおりである。

料理クラブ活動計画			
めあて		おいしい料理を作るために、みんなが仕事を分担し、安全に楽しく活動する。	
役割分担		クラブ長　〇〇　　副クラブ帳　〇〇　　記録　〇〇	
活動場所		家庭科室	
学期	月	活動内容	準備物
1	4	・自己紹介をし、役割分担をする。 ・年間活動計画を立てる。	筆記用具
	5	活動計画に沿って、活動を楽しむ。	材料　エプロン
	6	活動計画に沿って、活動を楽しむ。	材料　エプロン
	7	１学期の振り返りをし、２学期の計画を修正する。	筆記用具

図６−３　児童が作成する年間活動計画（例）

第〇回　料理クラブ活動計画　　５月〇日〇曜日			
活動	調理	場所	家庭科室
めあて	みんなで協力して安全に調理をする。	進行	１グループ
時間	活動内容	気を付けること	
14：40 14：50 15：30	・始めの言葉 ・出席の確認 ・今日の計画の確認 ・調理・試食 ・後片付け	 ・めあてをよく確かめる。 ・火の扱いに十分注意する。 ・みんなで協力して行う。	

図６−４　児童が作成する１時間の活動計画（例）

3.4　クラブ活動の成果の発表

クラブの成果の発表の機会としては，年間の活動のまとめとして，展示や映像，実演による発表などを行う「クラブ発表会」などが考えられる。その他，運動会や学芸会などの学校行事や児童会が主催する全校集会などの場での発表，校内放送や展示による発表，また，地域の行事に参加しての発表や地域の方を招待しての発表なども考えられる。

発表の内容としては，活動内容の紹介や作品についての発表とともに，クラブの一員として役割を果たしたことで得られるやりがいや異なる学年の児童と協力して活動できた喜び，次の活動に向けためあてなども考えられる。

なお，クラブ活動の成果の発表は，児童の活動意欲を高めるとともに，次年度にクラブを選択する際のオリエンテーションの機会とすることも考えられる。また，クラブを実際に体験する期間などを

設けて，次年度のクラブの選択の際の参考にできるようにすることも考えられる。

【引用・参考文献】

・高橋哲夫他(2015),「特別活動研究第三版」, 教育出版.
・広島文教女子大学教職センター(2017),「学級・教科経営ハンドブック」.
・宮川八岐(2008),「小学校新学習指導要領　ポイントと学習活動の展開　特別活動」, 東洋館出版.
・文部科学省・国立教育政策研究所(2015),「特別活動資料　楽しく豊かな学級・学校をつくる特別活動（小学校編)」, 文溪堂.
・文部科学省(2017),「小学校学習指導要領解説特別活動編」, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm(2017 年 9 月取得).

第７章

学校行事の
目標，内容及び指導の実際

§１　学校行事の目標

学習指導要領では，学校行事の目標を次のとおり示している。

全校又は学年の児童で協力し，よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して，集団への所属感や連帯感を深め，公共の精神を養いながら，第１の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

学校行事は，全校又は学年という大きな集団を単位として行われる活動である。

目標の中にある「全校又は学年」とは，例えば異なる複数の学年によるものや，異なる複数の学年を組み合わせた異学年児童による集団で行うものなど，様々な形が含まれる。これらの集団において，学校行事の事前の計画・準備・実践・事後の活動に分担して取り組んだり，活動をよりよくするための意見や考えを出し合って話し合ったり，互いに助け合い，励まし合うなどして課題を解決したりすることを示している。

「よりよい学校生活を築くための体験的な活動」とは，日常の学校生活に秩序と変化を与え，学校生活をさらに充実，発展させることを目指した，地域や自然との関わりや，多様な文化や人との触れ合いなどの体験的な活動を示している。また，ここでいう体験的な活動とは集団における児童同士の触れ合いを基盤とする直接体験を示す。

「集団への所属感や連帯感を深め」とは，学校行事において，よりよく交流したり，自己の役割を果たしたりするなどして協働して共通の目標を達成することを通して，全校または学年という大きな集団の一員であることに対する自覚を高め，集団における人と人との触れ合いやつながりを深めていくことを示している。

「公共の精神を養い」とは，学校行事において，個人の尊厳が重んじられるとともに，他者の尊厳も重んじる態度を養うとともに，他者との関わりによってつくられる社会を尊重し，主体的にその形成に参画する態度を養うことを示している。

そして，「第１の目標に掲げる資質・能力」について，学習指導要領解説では，学校行事においては，次のとおり例示している。

○　全校または学年などの児童で協力して取り組む各学校行事の意義について理解するとともに，学校行事における活動のために必要なことを理解し，それぞれの行事のねらいや内容に即した行動の仕方や習慣を身に付けるようにする。（知識・技能）

○　学校行事を通して学校生活の充実を図り，人間関係をよりよく形成するための目標を設定したり課題を見いだしたりして，大きな集団による集団活動や体験的な活動に協力して取り組むことができるようにする。（思考力・判断力・表現力等）

○　学校行事を通して身に付けたことを生かして，集団や社会の形成者としての 自覚をもって多様な他者と尊重し合いながら協働し，公共の精神を養い，よりよい生活をつくろうとする態度を養う。（学びに向かう力，人間性等）

加えて，次のような資質・能力を育成していくことも求められている。

○　児童自身が，学校生活の充実を図り，人間関係をよりよく形成するための目標を設定したり課題を見いだしたりすることができるようにする。

○　課題の解決を目指し，考え，話し合い，集団活動や体験的な活動に，自主的，実践的に協力して

取り組むことができるようにする。
○　実践したことを振り返って自他のよさに気付き，認め合ったり，新たな課題を見いだしたりするなど，学校生活の更なる向上を目指すことができるようにする。
○　上学年が下学年を思いやったり，下学年が上学年にあこがれや尊敬の気持ちをもったり，学年や学級が異なる児童と協力し合ったりするなどの異年齢集団における人間関係をよりよく形成することができるようにする。
○　全校又は学年の児童で協力して行う，よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して身に付けたことを生かして，学校や社会への所属意識をもち，他者と協働してよりよい生活づくりに参画しようとする態度を養う。また，集団の中で共に活動する仲間とのよりよい人間関係を形成しながら，多様な他者と尊重し合おうとする態度を養う。
○　他者との関わりによってつくられる社会を尊重し，個人の尊厳と共に，他者の尊厳も重んじる態度を養う。

こうした資質・能力は，基本的に実践も含めた次のような学習過程の中で育成される。

1　学校行事の意義の理解
2　計画や目標についての話合い
3　活動目標や活動内容の決定
4　体験的な活動の実践
5　振り返り

このことを学習指導要領解説では，学校行事の学習過程を図７－１のとおり示している。

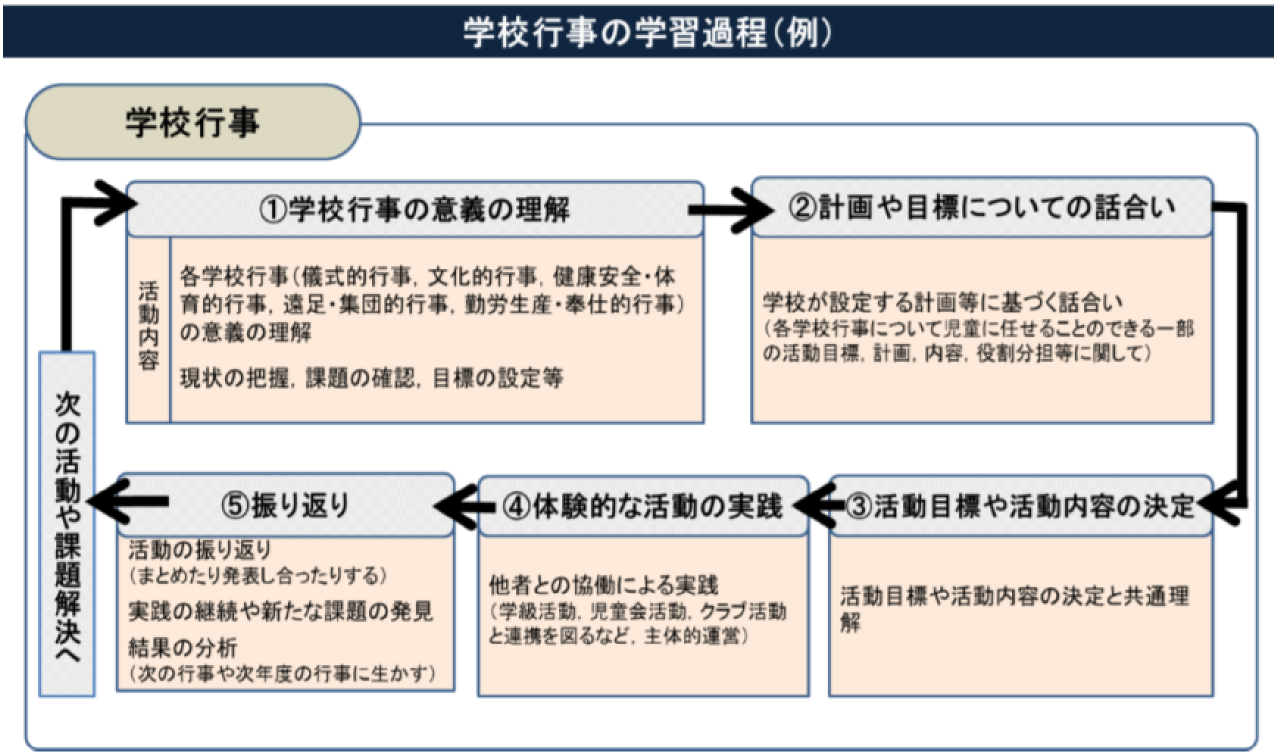

図 7－1　学校行事の学習過程(例)（文部科学省,2017）

その際，大切にしたいことは次のことである。

> ○　学校行事は，学校が計画し実施するものである。
> ○　各種類の行事に児童が積極的に参加し協力することによって充実するものである。
> ○　学校行事の意義を十分に理解した上で，各学校行事の特質や，児童の実態に応じて，児童の自主的，実践的な活動を助長する。

§２　学校行事のねらい及び内容

学校行事の内容について，学習指導要領では次のとおり示している。

> １の資質・能力を育成するため，全ての学年において，全校又は学年を単位として，次の各行事において，学校生活に秩序と変化を与え，学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して，それぞれの学校行事の意義 及び活動を行う上で必要となることについて理解し，主体的に考えて実践できるようになるよう指導する。
> (1)儀式的行事
> 学校生活に有意義な変化や折り目を付け，厳粛で清新な気分を味わい，新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。
> (2)文化的行事
> 平素の学習活動の成果を発表し，自己の向上の意欲を一層高めたり，文化や芸術に親しんだりするようにすること。
> (3)健康安全・体育的行事
> 心身の健全な発達や健康の保持増進，事件や事故，災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得，運動に親しむ態度の育成，責任感や連帯感の涵養，体力の向上などに資するようにすること。
> (4)遠足・集団宿泊的行事
> 自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって，見聞を広め，自然や文化などに親しむとともに，よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。
> (5)勤労生産・奉仕的行事
> 勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに，ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

ここでは，各行事のねらい，内容及び実施上の留意点について述べていく。

2.1　儀式的行事

(1) ねらい

児童の学校生活に一つの転機を与え，児童が相互に祝い合い励まし合って喜びを共にし，決意も新たに新しい生活への希望や意欲をもてるような動機付けを行い，学校，社会，国家などへの所属感を

深めるとともに，厳かな機会を通して集団の場における規律，気品のある態度を養う。
(2) 内容
儀式的行事は，全校の児童及び教職員が一堂に会して行う教育活動である。
その内容には，入学式，卒業式，始業式，終業式，修了式，開校記念に関する儀式，教職員の着任式・離任式，新入生との対面式，朝会などが考えられる。
(3) 実施上の留意点
○ 儀式的行事の教育効果は，児童の参加意欲とその儀式から受ける感銘の度合いによって大きく左右されることから，いたずらに形式に流れたり，厳粛な雰囲気を損なったりすることなく，各行事のねらいを明確にし，絶えず内容に工夫を加えるようにする。
○ 入学式や卒業式など儀式的行事を行う場合には，学級活動などにおける指導との関連を図って，それらの行事の意義が児童に理解できるようにするとともに，その場にふさわしい参加の仕方について必要な知識や技能が身に付くようにする。
○ 入学式や卒業式などにおいては，国旗を掲揚し，国歌を斉唱することが必要である。
○ 儀式的行事のねらいから考えて，全校児童の参加が望ましいが，施設などの関係でやむなく全員が参加できない場合には，少なくとも複数の学年の児童が参加するように配慮することが望ましい。

2.2 文化的行事
(1) ねらい
児童が学校生活を楽しく豊かなものにするため，互いに努力を認めながら協力して，美しいもの，よりよいものをつくり出し，互いに発表し合うことにより，自他のよさを見付け合う喜びを感得するとともに，自己の成長を振り返り，自己のよさを伸ばそうとする意欲をもつことができるようにする。また，多様な文化や芸術に親しみ，美しいものや優れたものに触れることによって豊かな情操を育てる。
(2) 内容
文化的行事には，児童が各教科等における日ごろの学習の成果を総合的に発展させ，発表し合い，互いに鑑賞する行事と，児童の手によらない作品や催し物を 鑑賞する行事とがある。
前者には，学芸会，学習発表会，展覧会，作品展示会，音楽会，読書感想発表会，クラブ発表会などがあり，後者には，音楽鑑賞会，演劇鑑賞会，美術館見学会，地域の伝統文化等の鑑賞会などが考えられる。
(3) 実施上の留意点
○ 言語能力の育成の観点から，学芸会などで異年齢の児童が一堂に会して， 互いに発表し合う活動を効果的に実施することが望ましい。
○ 練習や準備に過大な時間をとり，児童に過重な負担をかけることのないように，練習，準備の在り方を工夫，改善するとともに，年間指導計画を作成する際にあらかじめ適切な時間を設定しておくようにする。
○ より質の高い芸術や文化などに触れる機会を設定して，児童の豊かな感性を養うことができるよう配慮する。その際，内容に応じて保護者の参加を得て，親子や地域住民等と共に鑑賞し，感想等を伝え合えるようにするなど運営の工夫も考えられる。また，地域を理解し，郷土への愛着を深める観点から，地域の伝統や文化に触れる機会を積極的に設定するよう配慮する。

2.3　健康安全・体育的行事

(1) ねらい

児童自らが自己の発育や健康状態について関心をもち，心身の健康の保持増進に努めるとともに，身の回りの危険を予測・回避し，安全な生活に対する理解を深める。また，体育的な集団活動を通して，心身ともに健全な生活の実践に必要な習慣や態度を育成する。さらに，児童が運動に親しみ，楽しさを味わえるよう にするとともに体力の向上を図る。

(2) 内容

健康安全・体育的行事には，健康診断や給食に関する意識を高めるなどの健康に関する行事，避難訓練や交通安全，防犯等の安全に関する行事，運動会や球技大会等の体育的な行事などが考えられる。

(3) 実施上の留意点

○　病気の予防など健康に関する行事については，学校や地域の実態に即して実施し，できるだけ集中的，総合的，組織的に行われるよう配慮する。また，学級活動(2)における健康にかかわる指導や児童会活動，体育科の保健の学習内容などとの関連を図るようにする。

○　避難訓練など安全や防災に関する行事については，表面的，形式的な指導に終わることなく，具体的な場面を想定するなど適切に行うことが必要である。

・交通安全指導や防犯指導については，学年当初より日常の安全な登下校ができるよう継続して適切な指導を行うようにする。

・遠足・集団宿泊的行事における宿泊施設等からの避難の仕方や地理的条件を考慮した安全の確保などについて適宜指導しておく。

・地域の環境や地形，自然災害等に応じた避難訓練や地域住民と共同して実施する防災訓練などは，特に重視して行うようにする。

○　運動会などについては，実施に至るまでの指導の過程を大切にするとともに，体育科の学習内容と関連を図るなど時間の配当にも留意する。また，活発な身体活動を伴う行事の実施に当たっては，児童の健康 や安全には特に留意し，日常の学校や家庭における健康管理，教師間の協力体制を万全にし，事故防止に努める必要がある。

○　運動会においては，学校の特色や伝統を生かすことも大切である。ただし，児童以外の参加種目を設ける場合は，運動会の教育的意義を損なわない範囲にとどめるよう配慮する。また，児童会活動やクラブ活動などの組織を生かした運営を考慮し，児童自身のものとして実施することが大切である。その場合，児童に過度の負担を与えたり，過大な責任を負わせたりすることのないように配慮する。

2.4　遠足・集団宿泊的行事

(1) ねらい

校外の豊かな自然や文化に触れる体験を通して，学校における学習活動を充実発展させる。また，校外における集団活動を通して，教師と児童，児童相互の人間的な触れ合いを深め，楽しい思い出をつくる。さらに，集団生活を通して，基本的な生活習慣や公衆道徳などについての体験を積み，集団生活の在り方について考え，実践し，互いを思いやり，共に協力し合ったりするなどのよりよい人間関係を形成しようとする態度を養う。

(2) 内容

遠足・集団宿泊的行事には，遠足，修学旅行，野外活動，集団宿泊活動などが考えられる。

特に，児童の発達の段階や人間関係の希薄化,自然体験の減少といった児童を取り巻く状況の変化を踏まえると，小学校段階においては，自然の中や農山漁村等における集団宿泊活動を重点的に推進する。

(3) 実施上の留意点

○　あらかじめ，実地踏査を行い，現地の状況や安全の確認，地理的環境や所要時間などを把握するとともに，それらに基づいて現地施設の従業員や協力者等との事前の打合せを十分に行う。

○　実施に当たっては，地域社会の社会教育施設等を積極的に活用するなど工夫し，十分に自然や文化などに触れられるよう配慮する。

○　学級活動などにおいて，事前に，目的，日程，活動内容などについて指導を十分に行い，児童の参加意欲を高めるとともに，保護者にも必要事項について知らせておく。

○　必要に応じて，事前に参加する児童の健康診断や健康相談を行い，食物アレルギー等に関する個々の児童の健康状態を把握しておく。

○　宿泊を伴う行事を実施する場合は，通常の学校生活で行うことのできる教育活動はできるだけ除き，その環境でしか実施できない教育活動を豊富に取り入れるように工夫する。

○　集団宿泊活動については，よりよい人間関係を形成する態度を養うなどの教育的な意義が一層深まるとともに，いじめの未然防止等や不登校児童の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等の高い教育効果が期待される。そこで，　学校の実態や児童の発達の段階を考慮しつつ，一定期間（例えば１週間（５日間）程度）にわたって行うことが望まれる。

○　学校行事として実施する長期にわたって宿泊を伴う体験的な活動においては，目的地において教科の内容にかかわる学習や探究的な活動を効果的に展開することも考えられる。その場合には，教科等や総合的な学習の時間などの学習活動を含む計画を立て，授業時数に含めて扱うなど，柔軟な年間指導計画の作成について工夫するよう配慮するとともに，宿泊施設を活用した野外活動を盛り込むなどの工夫をする。

○　事故防止のための万全な配慮をする。特に，安全への配慮から，小学校の段階においては，活動する現地において集合や解散をすることは望ましくないことを十分に考慮すべきである。また，自然災害などの不測の事態に対しても，避難の手順等は事前に確認し，自校との連絡体制を整えるなど適切な対応ができるようにする。

2.5　勤労生産・奉仕的行事

(1) ねらい

学校内外の生活の中で，勤労生産やボランティア精神を養う体験的な活動を経験することによって，勤労の価値や必要性を体得できるようにするとともに，自らを豊かにし，進んで他に奉仕しようとする態度を養う。

(2) 内容

勤労生産・奉仕的行事には，飼育栽培活動，校内美化活動，地域社会の清掃活動，公共施設等の清掃活動，福祉施設との交流活動などが考えられる。

(3) 実施上の留意点

○　学校や地域社会に奉仕し，公共のために役立つことや働くことの意義を理解するなど，あらかじめ，児童が十分にその行事の教育的意義を理解し，社会参画への意欲を高めて，進んで活動できる

ように指導する。

○　飼育や栽培の活動で収穫したものの扱いについては，勤労の成果としての生産の喜び，活動自体への喜びや充実感を味わえるような指導を配慮する。

○　ボランティア活動については，自発性・非営利性・公益性の特性に基づき，できる限り児童の発意・発想を生かした貢献活動を行い，児童が主体的に参加するように配慮する。また，活動の成果を児童相互に認め合い，自己有用感が得られるよう事後学習を充実させるものとする。

○　勤労体験や学校外におけるボランティア活動などの実施に当たっては，児童の発達の段階を考慮して計画し，保護者の参加や地域の関係団体と連携するなど工夫して実施する。その際，児童の安全に対する配慮を十分に行うようにする。

○　一般的に行われている大掃除は，健康安全・体育的行事として取り上げられる場合もあるが，特に勤労面を重視して行う場合は，勤労生産・奉仕的行事として取り上げることも考えられる。

○　「勤労生産・奉仕的行事」については，総合的な学習の時間で，ボランティア活動や栽培活動を行うことによって代替することが考えられる。その際，「勤労生産・奉仕的行事」が，「勤労の尊さ」と「生産の喜び」の両方を体得する活動であることから，例えば，総合的な学習の時間における学習活動により生産の喜びを体得できない場合には，学校行事において「生産の喜び」を体得する活動を別に行う必要がある。

§３　学校行事の指導とその実際

3.1　年間指導計画及び各行事実施計画の作成

学校行事の実施に当たっては，学校の全教職員が各行事の目標や指導の重点などを共通理解し一体となって指導することから，全教職員が関わって年間を見通した適切な年間指導計画を作成し，全教職員の協力的な指導体制を確立して，組織的に指導に当たる必要がある。

学校行事の年間指導計画には，次のような内容を示すことが考えられる。

○　各行事のねらいと育成する資質・能力

○　５つの種類ごとの各行事を実施する時期と内容及び授業時数

○　学級活動や児童会活動，クラブ活動，各教科等との関連

○　評価の観点　等

なお，各行事の指導計画については，図７－１のような詳細な実施計画をそれぞれ作成し，全教職員の共通理解の下で実施されるようにする必要がある。

また，学校行事を実施するに当たっては，毎年検討を加え，改善を図るようにし，特に教育的価値に富む学校行事については，より積極的に取り上げていくようにする。したがって，各学校では，各行事のねらいや育成を目指す資質・能力の明確化，時数等の見直しなどを行い，より充実した学校行事となるようにする必要がある。

平成〇〇年度・・・・・・・実施計画（案）

昨年度の成果と課題	今年度の重点目標
	昨年度の成果と課題を踏まえ，改善点が工夫点を記述する。

ねらい	児童の実態，保護者や地域のニーズ，教師の指導観を踏まえた育てたい児童像を記述する。		
担当		参加者	
日時		場所	
当日の日程	児童の発意・発想を生かし，自主的な活動が行えるようにする。	事前準備・役割分担	全教職員が共通理解をし，全員で役割を分担する。
会場図		準備物	
その他			

図 7－1　学校行事実施計画案(例)

3.2　学校行事の充実に向けて

(1) 児童の発意・発想を生かした学校行事

学校行事の種類によって，児童の意見や希望を実施計画に反映させ，児童の 自主的な活動を可能な限り行えるように工夫していくことが大切である。そうすることで，児童が積極的に参加する，より楽しい学校行事になっていく。特に，児童 会活動との連携を密にして，学校行事の一部を児童が分担し，自主的にその運営に当たることができるようにする。

【運動会に児童の発意・発想を取り入れた事例】

運動会において，各委員会を中心にした児童の発意・発想が生かせる機会を設けることによって，自分たちでつくり上げた運動会という意識が高めた。

・入・退場門　⇒　掲示委員会＋1・２年生（デザイン，文字書き）
・宣伝ポスター　⇒　放送委員会＋３年生（ポスター作成，校区内に掲示）
・会場飾り　　　⇒　美化委員会＋４年生（国旗，紙花，案内板の作成）
・全校ダンス　　⇒　集会委員会＋5 年生（曲決め，振り付け）
・全校競技　　　⇒　運動委員会＋6 年生（競技構想，競技の実施）

ただし，次のような点については留意する必要がある。
・学校行事と児童会集会活動を混同しないようにする。
・避難訓練など児童に任せることができない行事については，教師主導で指導する。
・児童の発意・発想が実現可能なものとなるよう児童の発達段階に即して，適切な指導を行う。

(2) 日常生活に生きる学校行事

学校行事では，教室以外の校内や校外で，様々な人と関わる機会がある。児童は，そうした活動を通して人間関係を築く力や社会性などを身に付け，自分はできるという自信を高めていく。そして，身に付けた力を発揮させたいという思いが膨らみ，普段の学習や学級生活でそれが発揮されることにつながっていく。

また，全校又は学年を単位として行う活動によって，学校という大きな集団の一員であるという意識が強まり，協調性につながる「みんなのために自分にできることをしたい」という気持ちや,「学校のために尽くしたい」という愛校心が芽生えてくる。そうした心の育ちが，学級を単位とする様々な教育活動でも生かされ，各学級で設定された学級目標や個人目標に迫っていく実践を後押しすることになる。

【学校行事で育った自主性・協調性を普段の生活につなぐポイント】
・学校行事での児童の活躍や頑張りを称賛し，それが学級生活のどこで生かせるかについて考えることを児童に促す。
・担任だけではない多くの教師の目で，児童の言動（協力したこと，責任を果たしたことなど）の価値付けを行い，教師の期待を伝える。
・学校行事で印象に残った場面や成長につながった場面を学級内で想起し合い，学級内で体験の共有化を図る。
・学校行事で生き生きと活動する児童の様子を保護者に伝え，保護者の学校に対する信頼を得るようにする。
・学校行事での活動の様子の写真や児童の感想文を教室に掲示することで，互いのよさや頑張りに気付くことができるようにする。

§４　小・中学校の連携による学校行事

学校の教育現場では,「異年齢の交流による社会性の育ち」を意図した取組が積極的に行われるようになりました。特に，全校又は複数学年という大きな集団で活動する学校行事は,「異年齢の交流による社会性の育ち」を促しやすい場といえる。そうした学校行事をより多く計画すると同時に，日常の

学校生活においても小・中学生が一緒に活動する機会を設け，より充実した異年齢集団活動が実施されている。

「小中一貫教育等についての実態調査の結果」(文部科学省,2015)によると，図７－２のとおり９年間の教育課程・指導方法の系統性・連続性の確保のための取組の中でも「小中の合同行事の実施」の割合は最も高い。

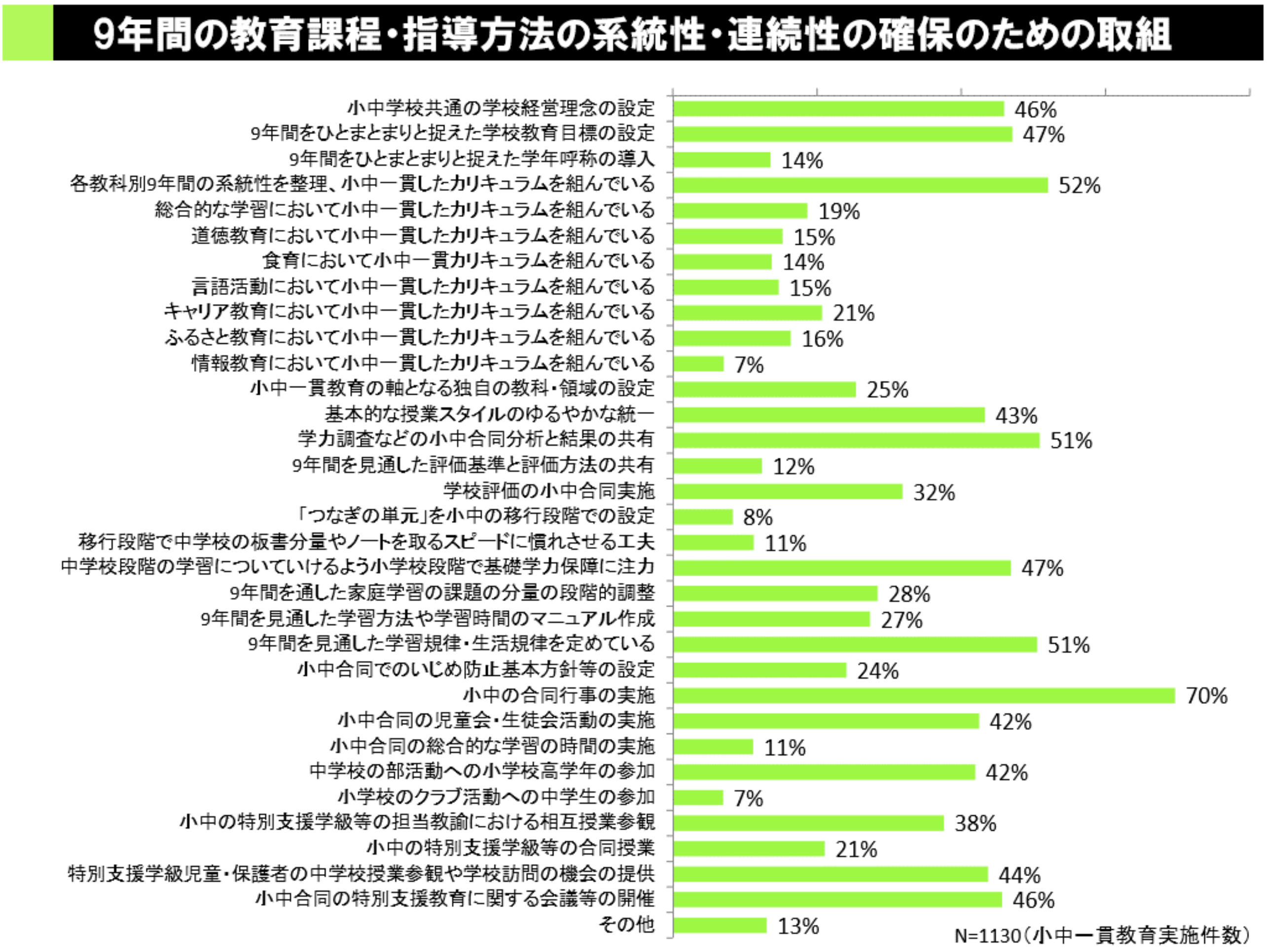

図７―２　９年間の教育課程・指導方法の系統性・連続性の確保のための取組(文部科学省,2015)

また，その成果として，次のように特別活動で育成を目指す資質・能力に関連する成果がみられるようになってきている。(図７―３参照)

・児童生徒に思いやりや助け合いの気持ちが育まれた。

・児童生徒の自己肯定感が高まった。

・児童生徒のコミュニケーション能力が高まった。

・上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった。

・下級生に上級生に対する憧れの気持ちが強まった。

・予防的生徒指導等の取組が充実した。

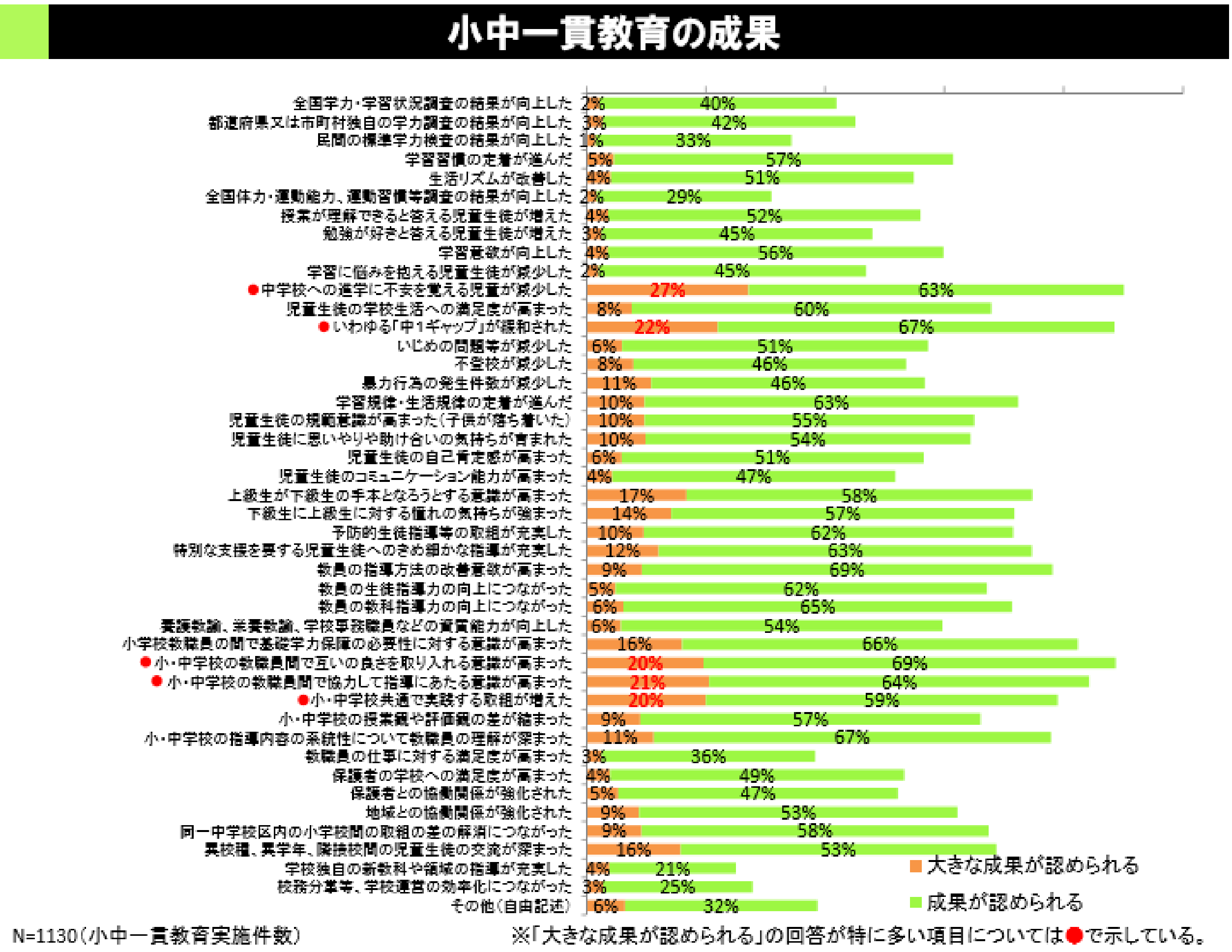

図 7−3　小中一貫教育の成果(文部科学省,2015)

具体的な取組として，呉市では次のような取組が行われている。

図７－３「児童生徒交流会」

中学校区の児童生徒の代表が集まり，合同行事などの計画を立てて実行に移す。

図７－４「異学年交流」

小学生と中学生が交流を行い，小学生の「ありがとう」という言葉が中学生の自尊感情を高め，学習意欲の向上にもつながっている。

図７－５「小中合同挨拶運動」

図７－６「小中合同クリーン運動」

こうした集団活動を異年齢集団の活動でも行えるように，リーダーとしての心構えやフォロワーとしての心構えを指導しておくことが必要である。また，交流活動をリードする上級生が十分に準備をしたり工夫を考えたりする時間を確保することが最も重要になってくる。

そして，上級生に負担を掛け過ぎないように無理のない計画を立てるなど，教師の適切な指導によって，上級生のリーダーシップと下学年の児童のフォロワーシップを育てていくようにしていくことが大切になってくる。

先に述べた小中一貫教育の成果にみられる児童生徒の姿の他にも，国立教育政策研究所(2015)は異年齢集団で育つ児童の姿を次のとおり挙げている。

○　集団としてのまとまり方を知っている児童

　上級生は，自らの体験に基づいて集団を維持・機能させるための方法を学び，下級生は上級生の言動からそのことを学ぶようになる。

○　自分の役割を果たすことに喜びを感じる児童

　経験の差や体力の差など，発達の段階に応じた役割が生まれ，それぞれの役割が果たされたことを認め合い，互いの存在の大切さが分かることで仲間意識が強まる。

○　伝統を引き継いでいく児童

　世話される側から世話する側へと役割が少しずつ推移していき，その中で目的を達成するための知恵を引き継いでいく。

○　リーダーシップが発揮できる児童

　どの児童でも，体験から学んだことを生かせる場があればリーダーになれる。様々な場面でリーダーシップを発揮して活躍し，年少者に対して優しく関わるようになる。

○　安心して学校生活を送ることができる児童

　下級生は，頼りになる上級生の存在によって安心して学校生活を送ることができるようになり，これから先の学校生活に対する期待を高める。

【引用・参考文献】

・呉市教育委員会(2017)，「『資質・能力』の育成を目指す小中一貫教育」．

・高橋哲夫他(2015)，「特別活動研究第三版」，教育出版.

・広島文教女子大学教職センター(2017)，「学級・教科経営ハンドブック」．

・宮川八岐(2008)，「小学校新学習指導要領　ポイントと学習活動の展開　特別活動」，東洋館出版.

・文部科学省・国立教育政策研究所(2015)，「特別活動資料　楽しく豊かな学級・学校をつくる特別活動（小学校編)」，文溪堂.

・文部科学省(2017)，「小学校学習指導要領解説特別活動編」，http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm(2017 年 9 月取得).

・文部科学省初等中等教育局(2015)，「小中一貫教育等についての実態調査の結果」．

第８章

指導計画の作成と
取組の評価・改善

§１　指導計画の作成

8.1　特別活動における主体的・対話的で深い学び

このことについて，学習指導要領では次のとおり示している。

特別活動の各活動及び学校行事を見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，よりよい人間関係の形成，よりよい集団生活の構築や社会への参画 及び自己実現に資するよう，児童が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ，様々な集団活動に自主的，実践的に取り組む中で，互いのよさや個性，多様な考えを認め合い，等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。

特別活動の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」を実現するために，学習指導要領解説は特に留意すべきこととして次のように述べている。

「特別活動の各活動及び学校行事を見通して」とは，各活動・学校行事の全体を通して「主体的・対話的な学び」の実現を図るということである。他の教科等のように「単元」や時間のまとまりがなく，各活動・学校行事が順番に行われるのではなく，同時並行的に行われるものであるということを踏まえ，学級活動，児童会活動,クラブ活動及び学校行事のそれぞれの年間指導計画の作成に当たり，各活動・学校行事を通して，「主体的・対話的で深い学び」が実現するように組み立てるということである。

「よりよい人間関係の形成，よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう」とは，先に説明した，特別活動で重視する３つの視点である。３つの視点は育成することを目指す資質・能力に関わるものであると同時に，それらを育成する学習の過程においても重要な意味をもつものである。特別活動の「主体的・対話的で深い学び」を実現しようとすることは，この３つの視点を重視するということを意味する。

「様々な集団活動に自主的，実践的に取り組む」ためには，各活動・学校行事の特質や内容を踏まえつつ，活動の内容や活動形態を児童が選択・決定する余地を大事にすることや，活動に必要な資料や情報等を自分たちで集め，活動の結果についても自分たちで振り返り評価するなど，主体的な活動を可能にすることが大切である。

「互いのよさや個性，多様な考えを認め合い，等しく合意形成に関わり役割を担うようにする」とは，例えば，課題を解決するために話し合い，合意形成を図る場合には，友達との考え方の違いを認め，友達の考えの意味を考え，それぞれの考えをつなぎながら，新たなものを全員で生み出していくような話合いができるようにすることである。また，合意形成を図るだけでなく，学級全員で役割を担うことで，決めたことの実践が学級全員のものになるようにする。役割を担うことで様々なことを学ぶと同時に，自己有用感が育まれる。特に小学校の段階では，一部の児童だけでなく，すべての児童が役割を果たす経験をすることで学ぶことができるように，活動の内容や方法を工夫することが重要である。

このような「互いのよさや個性，多様な考え方を認め合い，等しく合意形成に 関わり役割を担う」特別活動の経験が，卒業後，一人一人の存在が尊重される集団づくりや，ひいては平和で民主的な国家，社会を形成する人間を育成することになる。

8.2　特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成

このことについて，学習指導要領では次のとおり示している。

各学校においては特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。その際，学校の創意工夫を生かし，学級や学校，地域の実態，児童の発達の段階などを考慮するとともに，第２に示す内容相互及び各教科，道徳科，外国語活動，総合的な学習の時間などの指導との関連を図り，児童による自主的，実践的な活動が助長されるようにすること。また，家庭や地域の人々との連携，社会教育施設等の活用などを工夫すること。

特別活動の目標は，特別活動の各活動・学校行事の実践的な活動を通して達成されるものであり，その指導計画は，学校の教育目標を達成する上でも重要な役割を果たしている。したがって，調和のとれた特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教職員の協力の下で作成することが必要である。

「特別活動の全体計画」とは，特別活動の目標を調和的かつ効果的に達成するために各学校が作成する，特別活動の全体の指導計画のことである。このような特別活動の全体計画を作成する際には，教諭や養護教諭，栄養教諭，学校栄養職員，司書教諭，学校図書館司書などの全教職員が連携して指導に当たるため，全教職員の共通理解と協力体制が確立されるようにしなければならない。

例えば，各学校における特別活動の役割などを明確にして，重点目標や各活動・学校行事の内容を設定することが大切である。また，特別活動に充てる授業時数や目標，設置する委員会やクラブの組織や実施する学校行事等を明らかにしておくことが大切である。

特別活動の全体計画に示す内容には，例えば，次のようなものが考えられる。

〇学校教育目標
〇特別活動の重点目標
〇各教科，道徳科（道徳科の内容項目や道徳科の重点），外国語活動及び総合的な学習の時間などとの関連（教育課程外の活動等との関連を含む）
〇学級活動，児童会活動，クラブ活動，学校行事の目標と指導の方針
〇特別活動に充てる授業時数等
〇特別活動を推進する校内組織
〇評価 等

この特別活動の全体計画に基づいて，学校や学年又は学級ごとなどに，指導目標，指導内容，指導の順序，指導方法，使用教材，指導の時間配当，評価などを示したより具体的な指導計画が，「各活動・学校行事の年間指導計画である。

全体計画の作成及び各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たって，共通して留意すべき点は次のとおりである。

(1) 学校の創意工夫を生かす。 (2) 学級や学校の実態や児童の発達の段階などを考慮する.

(3) 各教科，道徳科，外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る。
(4) 児童による自主的，実践的な活動が助長されるようにする。
(5) 適切な授業時数を充てる。

§２　特別活動の取組の評価・改善

このことについて、学習指導要領解説は次のように述べている。

学校や地域の特色を生かした各活動・学校行事の実施のために，各活動や行事のつながりを常に意識し，組織的に年間を通した「編成」，「実施」，「評価」，「改善」に取り組むことが重要である。

特別活動そのものを「編成」，「実施」，「評価」，「改善」するとは，例えば，以下のようなものがある。

○　校長のリーダーシップの下，組織的に教育計画の一環としての特別活動全体計画及び各活動と学校行事の年間指導計画を作成する。(編成)
○　年間指導計画に従い，各活動及び学校行事を実施する。(実施)
○　学期や年度を単位として，各活動及び学校行事の評価を実施する。その際，例えば「学校が示した目標の有効性」「各活動と学校行事それぞれの実施状況」「児童の変容」「集団の変容」「目標の達成・評価」等について，その成果と課題を明らかにする。(評価)
○　次年度の教育計画には，教育計画編成の視点及び改善の方向を明確にし，前段階(評価)の結果を十分に考慮し，改善を図る。(改善)

特別活動の特質を踏まえ，児童や教職員にとどまらず，保護者や地域住民の声を生かした「実施」，「評価」を推進することが望まれる。

ここでは、学校行事の評価について述べていく。

特色ある学校づくりを進めていくために，学校行事を実施した後にその学校行事のねらいが具現化されたかどうかの振り返りを行う必要がある。学校行事の評価項目が，「期日は適切だったか」「進行はスムーズだったか」など，効率的な実施に向けての改善を図るためのものに偏らないように，学校行事のねらいや育てたい児童像についての評価項目を重視する。学校行事のねらいには，地域や保護者のニーズ，児童の実態や教師の指導観などが集約されています。

毎年，そうした学校行事のねらいに照らし合わせて実際の活動を見直し，改善を図っていくことが，特色ある学校づくりにつながっていく。

具体的には，図８－１の様式を用いて，全教職員が評価を行い，それらを取りまとめ，次年度の学校行事の改善に生かしていく。また，学校評価とリンクさせ，保護者・地域等の学校関係者の意見を反映させることも重要である。

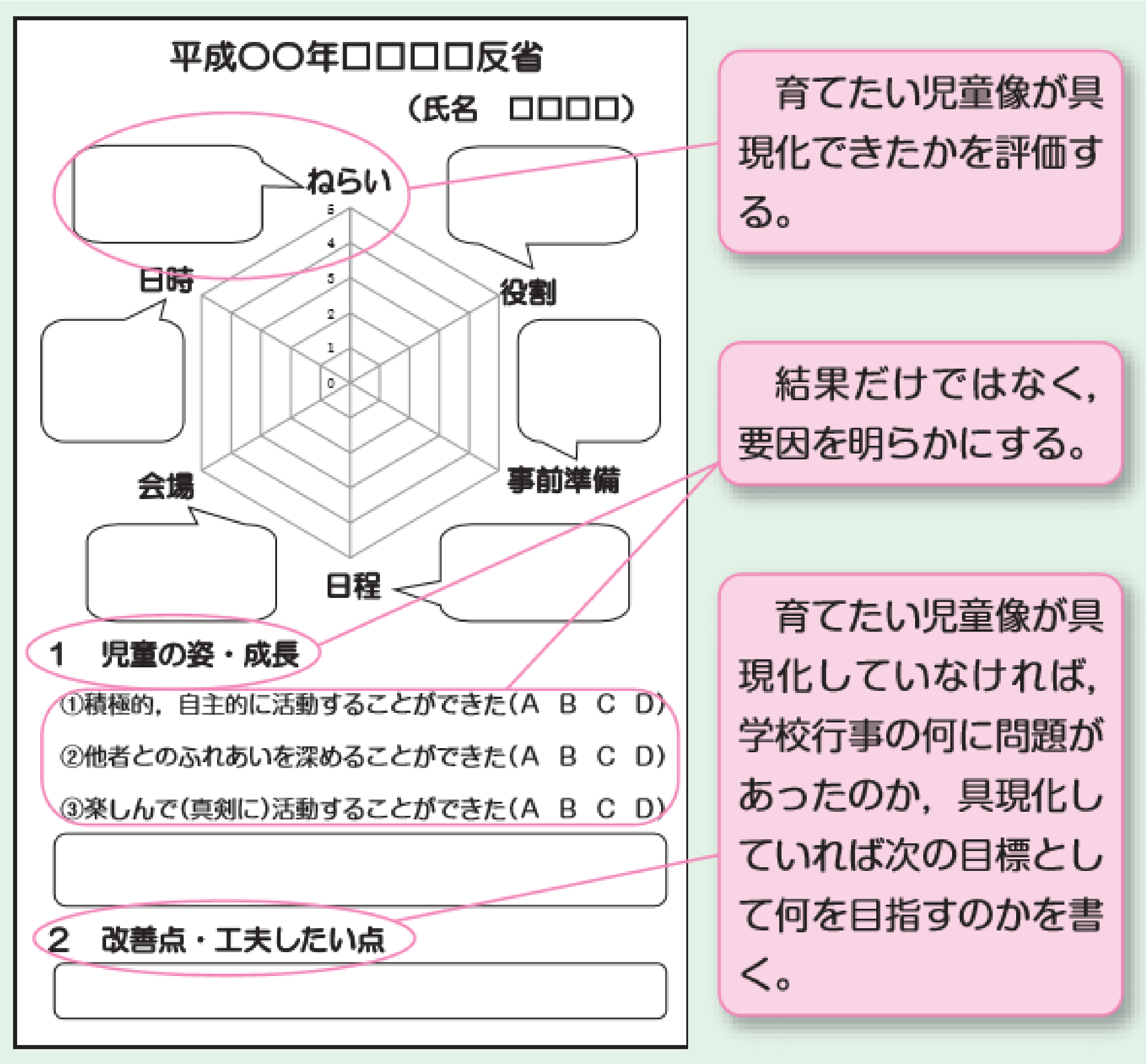

図 8－1　学校行事評価シート（国立教育政策研究所,2015）

【引用・参考文献】

・高橋哲夫他(2015),「特別活動研究第三版」,教育出版.

・広島文教女子大学教職センター(2017),「学級・教科経営ハンドブック」.

・宮川八岐(2008),「小学校新学習指導要領　ポイントと学習活動の展開　特別活動」,東洋館出版.

・文部科学省・国立教育政策研究所(2015),「特別活動資料　楽しく豊かな学級・学校をつくる特別活動（小学校編）」,文溪堂.

・文部科学省(2017),「小学校学習指導要領解説特別活動編」,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm(2017 年 9 月取得).

特別活動指導法

2017 年 11 月 5 日　初版発行

著者　今崎　浩

発行者　広島文教女子大学

〒731－0295

広島県広島市安佐北区可部東 1－2－1

TEL　082－814－3191